

平成 2 7 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年定例監査、平成26年工事監査、平成26年財政援助団体等監査、平成26年行政監査（債権管理について）、平成26年度各会計歳入歳出決算審査及び平成27年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成27年12月1日

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

目 次

第1 措置の概要	1
第2 措置の進捗状況	11
第3 通知の内容	
平成26年定例監査	12
平成26年工事監査	15
平成26年財政援助団体等監査	17
平成26年行政監査（債権管理について）	29
平成26年度各会計歳入歳出決算審査	30
平成27年定例監査	32

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、129件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした480件のうち、442件（92.1%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件）

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
480	313	129	442	38

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別		件数	小計
定例監査	平成26年	4	91
	平成27年	87	
工事監査	平成26年	3	3
財政援助団体等監査	平成26年	21	21
行政監査	平成26年	1	1
各会計歳入歳出決算審査	平成26年度	13	13
合計			129

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査		
(1) 情報管理	7	○設計担当者以外の者が閲覧できないよう工事契約の価格情報管理を見直したもの (P. 3)
(2) 収入管理 ・滞納整理	24	○査定減となった診療報酬の再審査請求を適切に処理したもの (P. 4)
(3) 業務委託 ・契約事務	46	○委託契約の積算を基準に基づいて適正に行うよう全事務所に周知徹底したもの (P. 5)
(4) その他	14	○工事の際の交通誘導員を適正に配置するよう見直したもの (P. 6)
小計	91	
2 工事監査		
(1) 設計・積算 ・施工	3	○移動式足場の作業について安全対策を講じるよう周知徹底したもの (P. 7)
小計	3	
3 財政援助団体等監査・行政監査		
(1) 会計・経理事務	16	○利用者へのサービスが向上するようバーベキュー売店の運営手法を見直したもの (P. 8)
(2) その他	6	○算定誤りが繰り返されることのないよう補助制度を見直したもの (P. 9)
小計	22	
4 各会計歳入歳出決算審査		
(1) 財産の登載 ・会計処理	13	○財産に関する調書への登載誤りを修正したもの (P. 10)
小計	13	
合計	129	

1 定例監査

(1) 情報管理

○ 設計担当者以外の者が閲覧できないよう工事契約の価格情報管理を見直したもの

平成27年定例監査 No. 87 (P. 56)

指摘の概要

工事の積算内容は、入札における予定価格及び最低制限価格の算定の基礎となるため、開札終了までの間、関係者以外の者に知られないよう厳格に管理する必要がある。

交通局において、積算内容が記録されたデータを保管しているフォルダの管理状況について見たところ、車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では課内又は所内の設計担当者以外の者が、建設工務部では係内の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。

そこで、工事契約に係る価格情報管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では、積算内容が記録されたデータを、パスワードの設定等により、設計担当者以外の者が閲覧・印刷等ができないように徹底した。

その実施状況については、平成27年9月9日までに所属長による確認を行ったところであり、今後も定期的なチェックを行っていくこととした。

建設工務部では、設計担当者以外の者が積算内容を閲覧・印刷等できないよう、設計担当部署において、個人別にアクセス制限をかけたフォルダを係内全員に作成し、未契約の工事設計書データを当該フォルダに保存・管理することとした。

(2) 収入管理・滞納整理

○ 査定減となった診療報酬の再審査請求を適切に処理したもの

平成27年定例監査 No. 71 (P. 46)

指摘の概要

社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等（以下「基金等」という。）は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為等であると判断した場合、診療報酬点数を減点（以下「査定減」という。）している。

都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療・DPC委員会（以下「委員会」という。）を開催し、請求内容に正当性があると判断したときには請求理由を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、再審査請求を行うこととしている。

再審査請求は、国からの通知によると、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。

しかしながら、小児総合医療センターでは、委員会で再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが34件認められた。

そこで、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うよう求めた。

措置の概要

小児総合医療センターは、平成27年6月26日に開催した委員会において、再審査請求の流れを改めて確認し、6か月以内に処理することを職員に周知徹底した。

なお、請求が遅れていた34件のうち、8件については再検討した結果、請求しないこととし、残りの26件については平成27年6月10日に請求を行った。

(3) 業務委託・契約事務

○ 委託契約の積算を基準に基づいて適正に行うよう全事務所に周知徹底したもの

平成27年定例監査 No. 106 (P. 67)

指摘の概要

下水道局は、「豪雨対策下水道緊急プラン」(平成25年12月)などにより、下水道事業における浸水対策の充実・強化を図っており、各下水道事務所は、浸水対策用の雨水貯留施設の維持管理を行っている。

中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所における雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について見たところ、新基準である「施設管理委託積算基準」(平成25年1月)に基づき行うべきところ、改定前の旧基準により行っているなど適正でない事例が認められた。

そこで、積算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所は、それぞれ事務連絡文書により、新基準の適用等について、関係職員宛てに周知するとともに、設計担当者会議を開催し、新基準の適用、特記仕様書の記載内容、設計・積算に関するチェック体制の強化について周知徹底を図った。

また、施設管理部は、平成27年2月13日に全事務所を対象とした関係者会議を開催し、関係職員宛てに周知徹底を図った。

(4) その他

○ 工事の際の交通誘導員を適正に配置するよう見直したもの

平成27年定例監査 No. 97 (P. 61)

指摘の概要

工事において道路交通法に基づく道路使用許可が必要な場合、水道局は、所轄警察署長への道路使用許可申請書を工事の受注者に提出させている。

道路使用許可申請に当たっては、申請書のほか交通誘導員の配置を記載した平面図を添付しており、これらを含めた条件に従うこととして所轄警察署長から許可証が交付されている。

しかしながら、東部第二支所の工事で、受注者から提出されている道路許可証と交通誘導員の配置状況を確認したところ、許可証の条件として添付されている交通誘導員の配置より実際の配置数が過少となっている案件が認められた。

そこで、許可条件を遵守して交通誘導員を配置するように受注者を指導・監督するよう求めた。

措置の概要

東部第二支所では、平成27年2月13日及び同年4月16日に、係員に対し、

- ① 道路使用許可申請前に、交通誘導員の配置について、受注者とその人数、配置箇所の確認の打合せを行うこと
- ② 工事施行確認願、工事記録写真帳及び道路使用許可証を同時につき合わせて確認すること
- ③ 工事監督時に行っている道路使用許可証と現場での交通誘導員の配置を確認すること

を徹底するよう指導した。

受注者に対しては、平成27年3月3日に開催した会議で、道路使用許可申請についての厳守と内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続を行うことを指導し、また、平成27年3月4日付事務連絡にて通知した。

さらに、平成27年4月16日に開催した会議で改めて周知徹底を図った。

加えて、工事記録写真帳、道路使用許可書の交通誘導員数について、新たにチェックリストを作成し、監督員及び検査員が確認することとした。

2 工事監査

(1) 設計・積算・施工

○ 移動式足場の作業について安全対策を講じるよう周知徹底したもの

平成26年工事監査 No. 6 (P. 15)

指摘の概要

建設局の道路施設整備工事(24西の3)は、都道の擁壁補修工事を行うものである。

ところで、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第1項の規定に基づく移動式足場の安全基準に関する技術上の指針では、移動式足場の防護設備は、作業床の周囲に高さ90cm以上で中さん付きの丈夫な手すり及び高さ10cm以上の幅木を設けることが定められている。

しかしながら、本工事の冠水警報設備設置工の作業状況について見ると、移動式足場の防護設備が不完全な状態での作業が認められた。

そこで、移動式足場の作業について受注者を適切に指導、監督するよう求めた。

措置の概要

建設局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。

工事を実施した西多摩建設事務所は、平成26年11月10日に職員及び受注者に対して工事安全対策講習会を、平成27年1月9日に全国仮設安全事業協同組合による足場作業の安全点検の研修を実施し、安全対策の意識向上を図った。

今後は、全国仮設安全事業協同組合の研修を基に「工事安全点検評価表」による現場点検を実施することとした。

3 財政援助団体等監査・行政監査

(1) 会計・経理事務

○ 利用者へのサービスが向上するようバーベキュー売店の運営手法を見直したもの

平成26年財政援助団体等監査 No. 19 (P. 23)

指摘の概要

公益財団法人東京都公園協会は、水元公園、舎人公園及び小金井公園において、バーベキュー売店を直営により運営しており、葛西臨海公園については、民間事業者に委託して運営させている。

直営売店も委託売店も利用は予約制であり、キャンセルが発生した場合は、利用者からキャンセル料を徴収することとなっている。

売店の運営状況を見たところ、直営売店ではキャンセル料が発生しているが、委託売店では、キャンセル料が発生していなかった。

これは、委託売店では、利用者からキャンセルの申出があった際に、利用日の変更などを案内することで、収入を確保しつつ、キャンセル料を発生させない運営をしていることによるものである。

直営と委託による運営手法の違いはあるものの、同種のサービスを提供するに当たっては、都民をはじめとする利用者に対するサービスの質の向上を図りつつ、より効率的な運営を行う必要がある。

そこで、直営売店においても、委託売店の運営手法を参考にしよう求めた。

措置の概要

協会は、利用者からキャンセルの申出があった際に、利用日の変更などを案内するという委託売店の運営手法を参考とし、直営売店においても、平成27年4月から同様の運営を開始し、収入を確保しつつ、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

(2) その他

○ 算定誤りが繰り返されることのないよう補助制度を見直したもの

平成26年財政援助団体等監査 No. 26 (P. 27)

意見・要望の概要

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人等に対し、その運営等に要する費用の一部を補助している。

ところで、今回の監査において、監査対象の40団体87施設のうち15団体16施設において、補助金額の算定に誤りが認められた。

この補助金については、局も、過去の監査での指摘を受け、年間を通じて社会福祉法人等を対象とした事務説明会を開催するほか、実績報告様式にチェック機能を付加するなどして、事務改善を行っている。

しかしながら、その効果は十分に出ていないのが実情である。

そこで、補助金交付額の確定に係る審査事務の充実など、補助金交付事務のより一層の改善を求めた。

措置の概要

補助金交付事務については、平成27年1月に開催した説明会において、新たに作成した補助金申請の留意事項に関する資料により、保育所を運営する法人等に対して具体的な事例なども説明し、算定基準等について、更なる周知徹底を図った。

また、補助金交付額の確定については、現地調査を平成26年度の53施設から平成27年度の63施設に増やし、審査事務の充実を図った。

さらに、当該補助金は平成26年度末に廃止し、「東京都保育士等キャリアアップ補助金」及び「東京都保育サービス推進事業補助金」に再構築した。

再構築に伴い、算定誤りが多かった項目や算定方法等を見直し、簡素で誤りにくいものとした。

4 各会計歳入歳出決算審査

(1) 財産の登載・会計処理

○ 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの

平成26年度各会計歳入歳出決算審査 No. 30～40、42 (P. 30～31)

総務局など10局は、財産に関する調書において、

- ・土地の過大登載（1件）、登載漏れ（1件）
- ・建物の過大登載（1件）、登載漏れ（1件）
- ・無体財産権の登載漏れ（2件）
- ・債権の過大計上（1件）、計上漏れ（1件）
- ・物品の過大登載（8点）

があったため、財産管理のシステムに修正入力などを行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は129件（指摘：123件、意見・要望：6件）であり、残る38件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表4) 措置の進捗状況

(単位：件)

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成24年 定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指 摘	125	124	—	1
		意見・要望	5	5	—	—
		計	130	129	—	1
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理 について)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指 摘	16	14	—	2
		意見・要望	—	—	—	—
		計	16	14	—	2
平成25年 行政監査 (東京都における災害対策 ～発災直後における組織体制の 機能維持について～)	平成25.9.19 ～平成26.1.30	指 摘	15	14	—	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	15	14	—	1
平成26年 定例監査 (平成25年度執行分)	平成26.1.6 ～平成26.9.4	指 摘	84	80	4	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	84	80	4	0
平成26年 工事監査	平成26.1.9 ～平成27.1.15	指 摘	27	24	3	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	27	24	3	0
平成26年 財政援助団体等監査	平成26.9.11 ～平成27.1.29	指 摘	63	42	18	3
		意見・要望	6	1	3	2
		計	69	43	21	5
平成26年 行政監査 (債権管理について)	平成26.9.16 ～平成27.1.29	指 摘	11	9	1	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	9	1	1
平成26年度 各会計歳入歳出決算審査	平成27.7.15 ～平成27.9.2	指 摘	13	—	13	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	13	—	13	0
平成27年 定例監査 (平成26年度執行分)	平成27.1.9 ～平成27.9.2	指 摘	111	—	84	27
		意見・要望	4	—	3	1
		計	115	—	87	28
合 計	計	指 摘	465	307	123	35
		意見・要望	15	6	6	3
		計	480	313	129	38

第3 通知の内容

[平成26年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	都市整備局	繰越に係る手続を適正に行うべきもの	<p>第一区画整理事務所で契約している工事契約のうち、当初契約の工期が平成24年度であったものを平成25年度に変更しているものについて見たところ、街路築造工事及び盛土工事（24晴-3）ほか5件（合計契約金額：4億2,227万128円）について、平成25年度への繰越分につき、平成25年度予算を充てて支出しているものが認められた。</p> <p>これについて市街地整備部及び所は、平成24年度の決算見込みを作成する平成24年11月末時点では、繰越額は議決された繰越明許費の予算額内に収まると見込んでいたが、他企業工事の影響等による工事の進捗遅れにより翌年度にまたがる工期変更を行ったため、見込みよりも繰越額が多額となったところ、所は当該工事について、繰越の手続を取らなかったとしている。</p> <p>しかしながら、所が当該工事について繰越の手続を取ることなく、平成25年度予算を充てて2億4,246万2,878円を支出したことは適正ではない。</p>	<p>市街地整備部で新たに作成した「執行管理表」を活用し、部及び所で情報共有を行い、工事の進行及び予算の管理を適切に行った。</p> <p>具体的には、起工済工事の執行状況を確認することで、繰越明許費の予算額を超える発注を行わないよう、管理を徹底した。</p>
2	産業労働局	業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの	<p>雇用就業部は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業訓練において、一部の訓練科目の就職支援業務を「平成25年度公共職業訓練における就職支援業務委託」（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：7,993万9,606円）によりAに委託して実施している。</p> <p>委託内容は、受託者が、公共職業訓練の訓練生を対象に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就職支援講習、求人紹介及び合同就職説明会を実施すること ② 訓練生の就職状況（就職先、業種、職種、年齢、雇用形態など）に係る分析及び効果的な支援方法について報告すること <p>などとなっている。</p> <p>しかしながら、監査日（平成26.5.30）現在、訓練生の就職状況に係る分析及び効果的な支援方法について、報告がなされていないにもかかわらず、部は、履行期限の平成26年3月31日付で履行確認し、委託代金を支払っていたことは適正でない。</p>	<p>部内関係者に対して、平成26年9月12日付事務連絡において、業務委託の履行確認を徹底し、支払事務を適正に行うよう、周知を図った。</p> <p>「平成26年度公共職業訓練における就職支援業務委託」（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：9,373万9,003円）については、履行完了後、適切に支払を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
3	建設局	道路施設の定期巡回を適正に実施すべきもの	<p>道路管理部は、局が管理する道路施設（トンネル、擁壁等）を安全に保全していくために行う、各種の点検について、「道路施設点検調査要領書」（平成25年9月改訂、建設局道路管理部。以下「要領書」という。）を定めている。</p> <p>要領書によれば、定期点検でランク1（対応の検討）又はランク2（注意）と判定された道路施設については、原則として、定期巡回（ランク1は1年に1回、ランク2は2年に1回）を行い、定期巡回を行った場合には、定期巡回記録表（以下「記録表」という。）を作成することとなっている。</p> <p>ところで、各建設事務所における、定期巡回について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>① 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、委託契約により要領書に基づく定期点検を実施している。</p> <p>この契約で調査した道路施設数は全146施設であり、そのうちランク1の道路施設が18施設、また、ランク2の道路施設が51施設と判定された。</p> <p>しかしながら、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できなかった。</p> <p>② 北多摩南部建設事務所は、所が管理する道路施設について、委託契約により要領書に基づく定期点検を実施している。</p> <p>この契約で調査した施設数は全51施設であり、そのうちランク1の道路施設が8施設、ランク2の道路施設が6施設と判定された。</p> <p>しかしながら、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できなかった。</p>	<p>道路施設の定期巡回を実施し、要領書に基づいた様式で記録表を作成した。</p> <p>今後とも要領書に基づき適正な定期巡回の実施に努める。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	建設局	積算を適切に行うべきもの	<p>南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所（以下「各施設」という。）の設備の維持管理を目的として、「立体交差及びトンネル設備保守委託」契約（契約金額：285万2,850円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結している。</p> <p>所は、この契約により、各施設に配備された消火器の定期点検及び更新を行っており、このうち消火器の更新について見たところ、予定価格の積算において消火器の価格に諸経費を加算していることが認められた。</p> <p>しかしながら、消火器更新の作業内容は綾部原トンネルの既存の消火器（36本）を新しい消火器と交換するだけのものであること、また、本契約により行っているトンネルの月次点検の際に合わせて実施できることを踏まえると、既存の消火器のリサイクル経費以外に諸経費を加算する必要はない。</p> <p>このことから、15万7,008円（監査事務局試算）が過大に積算されている。</p>	<p>平成27年度発注の本委託において消火器の更新を6本計上しており、更新に係る諸経費は、必要な項目（リサイクル経費）だけを加算して積算を行った。</p>

[平成26年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	建設局	発生材売却費の積算を適正に行うべきもの	<p>中野坂上歩道橋外1橋撤去工事（中野区本町二丁目地内から同区中央二丁目地内外1箇所（主要地方道東京所沢線（第4号）青梅街道）、工期：平成25.3.25～平成25.7.3、契約金額：3,151万1,550円）は、利用者数の減少や近接して横断歩道があるなどの理由により、歩道橋の撤去を行うものである。</p> <p>このうち、発生材売却費について見ると、スクラップ切断料は、局設計単価表の単価を使用するものとされている。</p> <p>また、局積算基準によると発生材売却費は、スクラップの価格からスクラップ切断料及び運搬費を控除し、その合計額を工事価格から控除するものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事のスクラップ切断料は、局設計単価表を使用せず二次切断工の一部として積算され、運搬費とともに直接工事費に計上されている。</p> <p>このため、積算額約124万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>工事を実施した第三建設事務所は、平成26年11月6日の道路管理部主催「道路維持関係検討会（第4回）」において、本案件の報告を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成26年11月25日の道路管理部主催「第3回補修担当課長会」において、本案件の報告を行い、周知徹底を図った。</p> <p>さらに、所内で積算の取扱いを定め、積算時にこれを参照し、チェックを行っている。</p>
6	建設局	移動式足場の作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>道路施設整備工事（24西の3）（西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地内主要地方道新宿青梅線（第5号）新青梅街道、工期：平成24.10.29～平成25.5.31、契約金額：1億3,904万7,300円）は、都道の擁壁補修工事を行うものである。</p> <p>ところで、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づく移動式足場の安全基準に関する技術上の指針では、移動式足場の防護設備は、作業床の周囲に高さ90cm以上で中さん付きの丈夫な手すり及び高さ10cm以上の幅木を設けることが定められている。</p> <p>しかしながら、本工事の冠水警報設備設置工の作業状況について見ると、移動式足場の防護設備が不完全な状態での作業が認められた。</p>	<p>局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>工事を実施した西多摩建設事務所は、平成26年11月10日に職員及び受注者に対して工事安全対策講習会を、平成27年1月9日に全国仮設安全事業協同組合による足場作業の安全点検を実施し、安全対策の意識向上を図った。</p> <p>今後は、全国仮設安全事業協同組合の研修を基に「工事安全点検評価表」による現場点検を実施する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	建設局	ダンプカーの表示番号等の表示について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>路面補修工事（24南東の9・歩道改善）（町田市小野路町地内主要地方道府中町田線（第18号）鎌倉街道、工期：平成24.11.12～平成25.7.16、契約金額：8,783万400円）は、歩道整備のほか経年劣化した路面の補修工事を行うものである。</p> <p>ところで、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）では、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等を使用する受注者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務付けられている。</p> <p>しかしながら、本工事のアスファルトコンクリート塊の搬出及びアスファルト混合物の搬入状況について見ると、両側面と後面に表示番号のないダンプカー等が認められた。</p>	<p>局は、平成27年4月13日に技術担当課長会を開催し、工事監査の指摘結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>工事を実施した南多摩東部建設事務所は職員と受注者に対し、各法令等を遵守して適正な運搬を行うよう、指導・監督を徹底した。</p> <p>また、今後発注する案件については、「工事施工上の留意点」に今回の指摘内容を追記し、各受注者を指導監督する。</p>

[平成26年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
8	生活文化局 (公益財団 法人東京都 私学財団)	補助金の 交付を適切 に行うべき もの	<p>局は、財団に対して、私立学校教育研究費補助事業等10の事業を一つにまとめて補助金の交付を行っている。</p> <p>また、財団は、当該補助金を活用して、各学校等へ助成金を交付している。</p> <p>この補助金について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 私立学校教育研究費補助事業について、局は、9月と1月に財団へ補助金を交付していることから、財団が学校等へ助成する時期について見たところ、1月交付の補助金については、3月下旬に各学校へ助成していることが認められた。</p> <p>財団が作成している事務処理フローによれば、財団が学校へ助成金を交付する時期は、3月下旬となっていることから、1月に交付する必要性はなく、財団が学校へ助成する直近となる3月に行うことが適切である。</p> <p>② 私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助事業について、9月と3月に財団へ補助金を交付していることから、その精算状況について見たところ、平成26年5月中旬に、局は財団から補助金の返還を受けていることが認められた。</p> <p>しかしながら、整備が完了した後、幼稚園が財団に申請する期限は、平成26年1月31日であることから、3月初めに補助金の変更を行う際に申請状況を把握して、適切に変更交付決定を行っていれば、過大な補助金を交付することもなく、返還金に対する事務処理も不要となったものである。</p>	<p>①については、財団と協議の結果、私立学校教育研究費補助事業について財団への補助金交付時期を1月から3月に変更することとした。</p> <p>また、②については、平成27年2月4日に所管部署内で、各事業の進捗状況や経理状況等を把握し、不要不急の補助金交付としないよう留意することを周知した。</p> <p>なお、私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助金については、平成25年度単年度事業であり、平成26年度以降当該事業を廃止した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
9	オリンピック・パラリンピック準備局 (株式会社東京スタジアム)	公有財産の確認を行い台帳の登録を適正に行うべきもの	<p>会社は、味の素スタジアム（以下「スタジアム」という。）を運営するに当たり、東京都と建物及び工作物無償貸付契約書を取り交わし、建物等の引き渡しを受けている。</p> <p>ところで、スタジアムにおいて、工作物である屋外用監視カメラについて見たところ、16台のカメラが確認できた。</p> <p>しかしながら、局の公有財産台帳には、平成13年に取得した屋外用監視カメラ14台が記載されているのみであった。</p> <p>また、局は、監査日現在、工作物である屋外用監視カメラの総台数を把握していなかった。</p> <p>東京都公有財産台帳等処理要綱（昭和60年4月1日付59財管総第243号）によれば、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに財産情報システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うこととなっているにもかかわらず、これを行っていないのは適正でない。</p>	<p>現地を調査したところ、工作物としての屋外用監視カメラは計18台設置されていた。</p> <p>そのため、公有財産台帳の未登録分（4台）については、財務局財産運用部に現在価格算定依頼をした上で、平成26年12月26日付けで財産情報システムへの入力を完了した。</p> <p>その他の公有財産についても、台帳への登録漏れの有無等について、平成27年3月20日に現地で財産台帳との照合を行い、登録漏れがないことを確認した。</p>
10	都市整備局 (公益財団法人東京都都市づくり公社)	下水道台帳システムに係る負担金の取扱いを適切に行うべきもの	<p>公社は、東京都下水道局が運用する下水道台帳情報システム（SEMI S）を活用することにより、18都市町（平成25年度末現在）で統一の下水道台帳システム（以下「システム」という。）を運用している。</p> <p>このシステムは、公共下水道及び流域下水道における効率的な維持管理業務を行うために導入され、システムの運用に当たって、公社は18都市町との間で、毎年度協定を締結し、下水道管の形状・寸法や排水設備番号等の入力作業ごとに単価、予定数量等を定め、作業実績の確定後、負担金を収入している。</p> <p>ところで、公社がA市から収入した「排水設備番号初期入力」作業に係る負担金について見たところ、下記の取扱いが認められた。</p> <p>① 平成24年度において、協定に定める予定数量を超えた作業実績348件、5万9,160円を、平成25年度の作業として取り扱っている。</p> <p>② 平成25年度において、市の都合により当該作業は取りやめとなったため、実績がないにもかかわらず、協定の予定数量どおり、2,011件、34万1,870円を請求し収入している。</p>	<p>協定に定める予定数量管理については、執行課において、作業実施数量を管理する内訳表を作成しチェック体制を整え、作業項目ごとに予定数量及び実施数量を把握した。</p> <p>また、平成25年度までの負担金差異については、公社とA市で協議を行い、平成26年度協定における受託業務金額の精算に併せて処理した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
11	病院経営本部 (公益財団法人保健医療公社)	業者選定に係る委員会の設置要綱を見直すべきもの	<p>公社の契約は、財務規程に基づき、指名競争入札又は随意契約により行うこととされており、各病院及び事務局では、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、業者選定に係る委員会（以下「委員会」という。）の設置要綱を策定している。</p> <p>ところで、東部地域病院、多摩南部地域病院、多摩北部医療センター及び事務局における委員会の設置要綱を見たところ、各病院の要綱に定められた委員会の所管事項は、事務局のものとは異なっており、各病院間で比べても、対象としている契約の種類や予定価格の金額等について、差異がある状況が認められた。</p> <p>しかしながら、各病院の事業内容や事業規模は同程度であり、運営方法にも大きな違いはないことから、それぞれの委員会の所管事項について、統一性を欠いていることは、適切でない。</p>	<p>平成26年12月5日開催の用度担当係長会において本指摘内容を周知した。</p> <p>事務局で公社統一の業者選定委員会設置要綱（モデル）を作成し、平成27年3月30日に「公社各施設における指名業者選定委員会の設置にかかるガイドライン」を制定した。</p> <p>同日、各病院等事務局長宛てにガイドラインの制定について通知するとともに、委員会設置要綱の改正を依頼した。</p> <p>平成27年8月1日までに各病院等において、ガイドラインに準じて、業者選定委員会設置要綱の改正を行った。</p>
12	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	固定資産の計上を適正に行うべきもの	<p>法人は、平成22年より新施設建物を建設し、建物竣工に伴い、平成25年6月より、移転・業務開始を行っているところであるが、老人医療施設ということから「いやしの空間」をコンセプトとしており、新たに購入した多数の絵画や彫刻などの美術品が各フロアに飾られている。</p> <p>ところで、この美術品の購入経過を法人に確認したところ、美術品は新施設建物の建築工事費（175億余円）に含まれており、建物として資産計上し減価償却していることが認められた。</p> <p>しかしながら、美術品の中には、著名な画家や彫刻家の作品が含まれており、非償却資産として扱うべきものが複数（石像、ブロンズ像、絵画など約2,400万円相当）あることから、法人は、これらを法人の勘定科目にある美術品に区分し計上していないのは適正でない。</p>	<p>平成26年度の期末決算において、美術品（計2,430万8,000円）について固定資産台帳への登録及び建物からの控除を実施した。</p> <p>また、非償却資産へ計上したことによる過年度分の減価償却費については、過年度分・当年度分に分けて会計処理を実施した。</p> <p>なお、過年度については過年度損益修正益（63万2,008円）として会計処理を実施した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
13	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	引当金の計上基準に係る記載方法を見直すべきもの	<p>協会が作成している財務諸表の各種引当金を確認したところ、次の状況が認められた。</p> <p>ア 貸倒引当金について 協会が定める財務会計規程(平成21年東京都公園協会規程第11号。以下「財務会計規程」という。)第93条では、貸倒引当金の計上基準について、「一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上する。」としている。</p> <p>一方、決算書における実際の算出方法を確認したところ、企業会計で一般に用いられ、財務会計規程においても定めている貸倒実績率に代えて、税法上選択適用が認められている一括評価金銭債権の法定繰入率を用いて算出していた。</p> <p>このため、協会は、財務会計規程と実際の算出方法とを整合させるとともに、計上基準について、重要な会計方針として注記に記載する必要がある。</p> <p>イ 賞与引当金について 財務会計規程では、賞与引当金の計上基準について「前期の支給実績に基づき、当期の負担相当額を計上する。」としており、財務諸表の注記においても同様の記載としている。</p> <p>しかしながら、この記載では、具体的な算出方法が明確ではなく、また、決算書における実際の算出方法は、翌期の支給見込額のうち当期に属する月数の割合を乗じる一般的な方法となっていることから、「従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上する。」など、一般に使用されている記載とすべきである。</p>	<p>アについて 平成26年度決算から貸倒引当金について、財務会計規程に基づいて計上した。</p> <p>財務諸表の注記については、平成26年度決算で貸倒引当金の計上基準を記載した。</p> <p>イについて 財務会計規程について、第93条の賞与引当金の計上基準を「職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上する」と6月の理事会で変更した。</p> <p>あわせて、財務諸表の注記についても平成26年度決算で同様の記載とした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
14	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	臨時駐車 場に係る占 用許可面積 の算定を適 正に行うべ きもの	<p>協会は33公園において公園駐車場を運営しているが、このうち、協会が指定管理者として管理運営を行っている都市公園における臨時駐車場に係る占有許可を見たところ、協会は、代々木公園ほか14公園において、臨時駐車場として利用している区画のうち、車両走路等を除いた駐車スペースのみを占有面積として申請し、許可を受けていることが認められた。</p> <p>当該区画は、車両走路等も含めて区画全体を臨時駐車場として利用しており、区画全体を占有していることから、区画全体面積を算定すべきであるにもかかわらず、協会及び局はこれを行っておらず、適正でない。</p> <p>また、小金井公園の臨時駐車場に係る占有許可では、協会は、占有面積算出の根拠及び方法が不明のまま申請を行い、局はこれを許可しており、適正でない。</p>	<p>局は、公園を所管する東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所に対して、臨時駐車場を開設した際に、</p> <p>① 専ら駐車場として使用することが予想される区域の面積を占有の対象として算定すること</p> <p>② ただし、駐車場所に車両を動かす際、通常の来園者が利用する広場や園地を通過する部分について、安全確保がなされている場合には占有の対象としないことを周知した。</p> <p>これを受けて、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所は協会を指導し、協会は占有許可面積の算定を適正に行うよう改めた。</p>
15	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	臨時駐車 場に係る占 用許可の取 扱いを見直 すべきもの	<p>城北中央公園の臨時駐車場に係る占有許可について見たところ、管理許可による常設の駐車場(乗用車27台、身障者用区画2台)に隣接して、臨時駐車場(最大53台)の運営を行っている。</p> <p>ところで、この臨時駐車場の占有許可について見たところ、臨時駐車場として利用している区画のうち車両走路等を除いた駐車スペースを、平日は36台分、土曜・日曜・祝日は53台分占有しているとして毎日申請し、許可を受けている。</p> <p>しかしながら、この占有は、</p> <p>① 年間を通して毎日、当該区画を占有していること</p> <p>② 臨時駐車場としている区画には、局が設置した舗装、駐車区画線、車止めがあることから、臨時的なものとして占有許可を行っていることは適切でなく、当該区画における臨時駐車場の取扱いを見直す必要がある。</p>	<p>局は、平成27年4月1日付けで東京都立公園条例規則改正を行い、管理許可面積の変更を許可した。</p> <p>協会は、管理許可事項変更申請を行い、平成27年4月1日から管理許可面積の変更が許可された。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
16	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	駐車場施 設の設置に 係る工事期 間中の占用 許可を適正 に行うべき もの	<p>協会は、管理許可を受けている代々木公園駐車場の舗装工事（工事期間：平成25.8.19～平成25.8.28）を行っている。</p> <p>この工事について、局及び協会は、路面の表層剥離や轍が著しいことから、利用者の安全確保のために、協会が管理許可受者の維持管理の範疇として緊急に施工したものであるとしている。</p> <p>また、協会は、当該工事期間中、利用者の利便性を低下させないため、代替施設として隣接の臨時駐車場を、占用許可を受けずに使用したい旨の協議を局に対して行い、局は、管理許可施設の代替施設であるとして臨時駐車場の占用許可を不要としている。</p> <p>しかしながら、当該工事は、協会が、管理許可を受けている駐車場の運営に当たって、維持管理上必要であるとして、自ら経費を負担して行っているものであり、局が、管理許可施設の代替施設であるとして占用許可が不要であるとの取扱いをしていることは適正でない。</p>	<p>平成27年3月2日付事務連絡により、占用許可の取扱いについて東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所へ周知を行った。</p> <p>今後は許可施設工事期間中の代替使用について、適正に占用許可を行う。</p>
17	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	駐車場施 設の設置許 可を適正に 行うべきも の	<p>都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園（以下「公園」という。）に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可を受けなければならないとされている。</p> <p>また、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。</p> <p>ところで、駐車場施設の設置許可について見たところ、協会は、葛西臨海公園において、駐車場の管理許可区域外に詰所（駐車場裏ゲート清算所）を平成16年9月10日に設置しているが、申請を行わず、長年にわたり許可なく設置しており、適正でない。</p>	<p>局は、葛西臨海公園駐車場の管理許可区域外に設置した詰所（駐車場裏ゲート清算所）について、駐車場管理上不要のため、速やかに撤去するよう公園協会へ指導した。</p> <p>公園協会は、平成27年6月17日に当該物件を撤去した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
18	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	バーベキュー売店のキャンセル料に係る未収金を計上すべきもの	<p>協会は、水元公園、舎人公園及び小金井公園において、バーベキュー売店を運営している。</p> <p>利用は予約制であり、キャンセルした場合は、キャンセル料を徴収することとし、キャンセルが発生した場合、各公園から本社公園事業部へ報告し、本社公園事業部は、キャンセル者に対してキャンセル料を請求している。</p> <p>ところで、このキャンセル料の会計処理について見たところ、協会は、請求により債権が発生しているにもかかわらず、未収金として計上しておらず、適正でない。</p>	<p>平成27年3月に未収金として計上した。</p> <p>それ以降に発生したキャンセル料については、発生月に計上している。</p>
19	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	バーベキュー売店の収入確保及びキャンセル料の発生防止の取組を検討すべきもの	<p>協会は、葛西臨海公園において、バーベキュー売店を、委託により運営している。</p> <p>この委託売店については、直営により運営している売店同様にキャンセル料を徴収しているが、平成24年度及び平成25年度において、キャンセル料の徴収実績はない。</p> <p>これは、受託業者が、キャンセルの申出があった際に、利用日の変更や延期等を案内することで、収入を確保し、キャンセル料を発生させない運営をしていることによるものである。</p> <p>一方、直営売店では、キャンセル料が発生している。</p> <p>直営と委託による運営という手法の違いはあるものの、運営主体はいずれも協会である。</p> <p>都立公園において、同種のサービスを提供するに当たり、公平性の確保やサービスの質の向上を図りつつ、より効率的な運営を行う観点から、委託売店の運営方法を参考にするなど、収入確保及びキャンセル料発生防止の取組を検討する必要がある。</p>	<p>受託業者が利用日の変更や延期等を案内し、キャンセル料を発生させない運営をしていることを踏まえ、協会の直営売店においても、平成27年4月から利用日の変更や延期等を案内するなど、収入を確保し、キャンセル料発生防止に取り組んでいる。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
20	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	都市公園 の管理運営 を適切に行 うべきもの	<p>局は、都市公園の管理運営を指定管理者である協会に行わせており、協会は、施設管理、占有許可事務等の指定管理業務を行っている。</p> <p>このうち、占有許可事務については、協会は局から提示されている占有許可基準に基づき、占有許可申請の受付や、占有状況の確認・監督を行っている。</p> <p>しかしながら、協会が使用者となる占有に関して、多くの不適正事例が発生している。</p> <p>本来、協会は、指定管理者として占有状況の確認・監督を行う立場であるにもかかわらず、協会自らの占有について、これがなされておらず、管理が適切であるとはいえない状況となっている。</p> <p>また、局は、履行状況を確認・分析し、履行状況が協定及び事業計画どおりとなっているかを検証することになっているにもかかわらず、また、占有許可は、局が行っているにもかかわらず、この状況を把握できていないことは、適切でない。</p>	<p>局は、「公園収益事業（駐車場）について」の指摘内容を踏まえ、管理運営状況の確認・分析を改めて行い、改善を図った。</p> <p>今後も公園協会への指導・監督を適切に行っていく。</p> <p>協会は、各現場の統括責任者へ指摘内容を周知し、適切な対応を行うよう徹底を図った。</p> <p>また、年度当初に行う新任サービスセンター長研修において占有許可申請の受付業務内容について説明し、適切な指導を行った。</p>
21	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	履行状況 の検証を適 切に行うべ きもの	<p>局は、都市公園等の指定管理料について、当初、指定管理者が提案し選定を受けた事業計画書の金額に対して増額して協定を締結している。</p> <p>局は、この増額分の計画及び報告について、指定管理業務の計画及び履行状況の確認時に併せて確認し、適切であるとしている。</p> <p>しかしながら、指定管理者の提案した事業計画書及び緊急対応等経費対象など指定管理業務と密接に関連しているにもかかわらず、業務の対象及び水準を明確に示していないこと、また、それに基づいた報告を求めていることから、増額分の妥当性及び指定管理業務の履行状況の適正性が検証できない状況となっており、適切でない。</p> <p>また、指定管理者制度は、事業計画書に基づき履行状況を検証し、管理運営状況を評価するものであることから、この状況は、その有効性をも損なうこととなり、適切でない。</p>	<p>局は、増額分の経費について、平成27年度より、年度当初の年間作業実施計画書提出と、毎月の履行状況報告の際、管理運営月報、業務執行状況及び写真による報告を義務付けた。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
22	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	規定の整備及び資金 運用手続を 適正に行う べきもの	<p>財団では、平成25年度に円建て外債（額面5億円）が証券会社から満期前に償還され、国債に買い替えている。</p> <p>その手続を見たところ、財団の資金運用規程に基づき、稟議により関係役員等に協議の上で、代表理事の決裁を行うべきところ、これを経ないまま、代表理事が口頭で専決していた。</p> <p>また、財団は緊急的な対応であったとしているが、規程を見ると、緊急時など特別な事情が生じた場合に行うべき事後稟議などの具体的な定めがなかった。</p>	<p>今後、資金運用に際しては、規定に則り、関係役員等との協議の後、書面により代表理事の決裁を受け、併せて理事会への報告も行うことを徹底した。</p> <p>また、金融商品の満期前の買い換え等の特別な事情が発生した場合の緊急事態の措置については、新たに公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター資金運用規程の運用要領を制定し、事前に役員に電話及び書面での承諾を得た上で、適正な手続の確保を行うこととした。</p>
23	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	賞与等の 会計処理を 適正に行う べきもの	<p>財団は、6月と12月に職員に対して賞与を支給している。財団の給与規程では、賞与についての個別規定はなく、第9条において、「この規定に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める」としている。</p> <p>そこで、財団の平成24年度及び平成25年度の6月の賞与に関して「代表理事が別に定める」とする規定を確認したところ、個人別の支給額を算定した資料は存在するが、就業規程等で規定されるべき支給基準等（支給対象期間、査定方法、支給方法、支給日、支給対象者等）は定められておらず、賞与が職員などの勤務実績・勤務期間に対して計算され、支払われたものであるか確認できない状況となっていた。</p> <p>また、6月支給の賞与については、発生主義会計に基づき、前年度の12月から3月までの4か月分について前年度の費用（給料手当及び法定福利費）として計上し、同額を負債科目（賞与引当金又は未払費用）へ計上する必要があるところ、財団は引当金等を計上していなかった。</p>	<p>財団は、理事会での承認の下、職員給与規程を改正し、新たに賞与に関する規定を設け、支給基準等の明確化を図るとともに、賞与の支給方法も改め、賞与の会計処理を適正に行うこととした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
24	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	会計処理 を適正に行 うべきもの	<p>財団は、事務所使用料や保険料の支払を行っている。</p> <p>ところで、企業会計原則の費用収益対応の原則によれば、決算日現在において既に対価を支払ったが、その用役の提供を次期以降に受ける場合には、費用の繰延べの手続を行うこととなる。</p> <p>しかしながら、財団の会計処理状況を見たところ、事務所使用料や保険料の支払は、いずれも平成26年度のものであるにもかかわらず、平成25年度の費用として計上しており、費用の繰延べの手続を行っていないことが認められた。</p>	<p>財団は、平成26年度から、事務所使用料や保険料について、前払費用として計上し、費用の繰延べ手続を実施した。</p>
25	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	稟議を文 書により適 正に行い関 係書類を適 正に保管す べきもの	<p>財団は、物品購入や印刷物の発注等については、伝票を作成する際に稟議を兼ねるような形式の文書を作成している。</p> <p>しかしながら、講演依頼の引き受け、要領の策定、規程改正、金融商品の選定等の伝票作成を伴わない意思決定については、稟議書が作成されていなかった。</p> <p>稟議書により意思決定過程及び決定事項を明確にしておくことが、経営責任の明確化や内部統制上必要である。</p>	<p>財団は、講演依頼の引き受け等について、意思決定過程及び決定事項を明確にするため、書面による決裁を行うよう徹底することとし、新たに講演等要請受書の様式を定めて決裁を行う等、関係書類を適正に作成保管することとした。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
26	福祉保健局 (社会福祉 法人龍美な ど40団 体)	補助金の 交付に係る 事務の改善 について	<p>局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)(以下「要綱」という。)に基づき、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図ることを目的として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所を運営する社会福祉法人等に対し、その運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、今回の監査において、監査対象の40団体87施設のうち15団体16施設において、補助金額の算定に誤りが認められた。</p> <p>当該補助金については、局も、過去の監査での指摘を受け、年間を通じて社会福祉法人等を対象とした事務説明会を開催するほか、実績報告様式にチェック機能を付加するなどの事務改善も行っている。</p> <p>しかしながら、その効果は十分に出ていないのが実情である。</p> <p>局は、補助金交付額の確定に係る審査事務の充実など、補助金交付事務のより一層の改善に取り組まれない。</p>	<p>当該補助金の交付事務については、平成27年1月に開催した説明会において、新たに作成した補助金申請の留意事項に関する資料により、保育所を運営する法人等に対して具体的な事例なども説明し、算定基準等について、更なる周知徹底を図った。</p> <p>補助金交付額の確定については、現地調査を平成26年度の53施設から平成27年度の63施設に増やし、審査事務の充実を図った。</p> <p>さらに、当該補助金は平成26年度末に廃止し、「東京都保育士等キャリアアップ補助金」及び「東京都保育サービス推進事業補助金」に再構築した。再構築に伴い、算定誤りが多かった項目や算定方法等を見直し、簡素で誤りにくいものとした。</p> <p>＜算定方法の見直し例＞</p> <p>○延長保育事業 算定方法を「単価(日額)×延べ対象児童数」から「単価(月額)×各月の平均対象児童数の合計」に変更</p> <p>○保育所体験 算定対象を「パートナー保育登録家庭の参加者」から「保育サービスを利用していない家庭の参加者すべて」に変更</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
27	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	規定の整備について	<p>財団は、物品の購入や印刷物の作成等の契約を締結し、事業を行っている。</p> <p>ところで、東京都では、東京都契約事務規則（昭和39年規則第125号）等で、物品の購入の予定価格が160万円を超える場合や、印刷物の作成の予定価格が100万円を超える場合は入札を行い、予定価格が30万円以上の場合は二人以上の者から見積書を徴収しなければならないと規定している。</p> <p>しかしながら、財団の契約事務処理状況を見たところ、都のような契約において競争性を確保するための規定がないため、1者のみの見積書を基に契約を締結していた。</p> <p>財団は、競争性を確保して契約を適正に行うため、契約において競争性を確保するための規定を整備することが望まれる。</p>	<p>財団では、平成27年3月31日に「契約事務手続き要領」を策定の上、同年4月1日から運用を開始し、契約において競争性が確保された適正な契約手続を行っている。</p>
28	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進都民セン ター)	情報管理について	<p>財団は、賛助会員（以下「会員」という。）に対し、反社会的勢力にかかるデータの提供を行っており、データ提供を受ける会員には、「反社会的勢力にかかるデータ運用上の注意事項（以下「注意事項」という。）」を示して運用している。</p> <p>データ提供は、電子メールに添付して毎月配信しており、外部への持ち出し等を禁止するほか、データはできる限り会員所有のインターネットやLAN等によるアクセスができない単独利用のパソコンで使用するとしている。</p> <p>また、会員へ配布している『「反社会的勢力にかかるデータ」と「照会」に関するQ&A』において、提供したデータの配信日又は資料作成日から5年を経過した情報については、会員が自ら削除することとしている。</p> <p>このデータの配信について見たところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 注意事項には5年を経過したデータを削除する旨の規定がないため、データの追加のみが行われている可能性が高い ② ファイルが破損した場合に備えて、更新の都度必ずバックアップデータを作成するよう指示しているが、過去のバックアップを削除して更新する指示が行われていないため、バックアップデータの中に5年を経過したデータが残されている可能性がある <p>などの問題点が認められた。</p> <p>財団は、警視庁の指導の下、情報管理等の指示を適切に行うことが望まれる。</p> <p>警視庁は、財団の活動が適切なものとなるよう指導することが望まれる。</p>	<p>財団では、警視庁の指導の下、セキュリティ対策について検討した。</p> <p>その結果、警察庁関係部局とも協議の上、適正な情報管理のために賛助会員が講ずべき措置等について定めた「賛助会員向け契約時参考公表データの運用要領」を新たに制定し、賛助会員に周知するとともに、適正な情報管理が行われるよう徹底した。</p> <p>また、庁は財団の活動が適切に行われるよう、今後も引き続き指導していく。</p>

[平成26年行政監査（債権管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	福祉保健局	滞納整理事務を適切に行うべきもの	<p>西多摩福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護費の返還金及び徴収金の請求事務を行っている。</p> <p>このうち徴収金とは、法第78条により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者から保護費支給額を徴収するものであり、平成25年度末現在の収入未済債権は49件5,504万7,363円であった。</p> <p>そこで、監査日（平成26.10.23）現在において平成26年度に納付又は督促等の交渉記録がないものについて、滞納整理状況を見たところ、</p> <p>① 最終納付又は督促等交渉後、長期にわたり交渉記録がない</p> <p>② 6年以上交渉記録がないまま収入未済債権として管理しており、時効期間（5年）経過に伴う不納欠損の処理を行っていない</p> <p>③ 督促を行っていない</p> <p>④ 督促状の不達返戻後、所在調査を行っていない</p> <p>という適切でない状況が見受けられた。</p> <p>これは、所内の徴収部門において収納状況や交渉記録の一元管理が徹底されていなかったこと、また、所内のケースワーカーと徴収部門との連携が不十分で対象者の生活実態に応じた交渉方針等を明確にしていなかったことなどが一因となっている。</p>	<p>平成26年12月8日開催の所内「生活保護事務研究会」で指摘事項に係る改善案を決定し、施行した。</p> <p>① 納付交渉記録は、連携して「生活保護費返還金システム」に一元化し情報を共有する。</p> <p>徴収部門は当該システムによりケースワーカーに催告を要請し、訪問時の催告結果を調書で連絡を受け、システム入力する。</p> <p>② 督促状は、原則納付期限後20日以内に送付し、未発行が判明した場合は速やかに処理する。平成26年8月（7月納付期限分）以後は毎月発行した。</p> <p>また、過年度債権で未発行であったものについては、平成26年12月に原則全て発行した。</p> <p>③ 催告は、毎年12月に「文書による一斉催告」を実施する。</p> <p>納付実績がない者には、所定の期間に「個別催告」を行う。</p> <p>文書は随時、電話は6月、自宅訪問は9月とする。</p> <p>平成26年8月以後は督促状発行の翌月に催告した。</p> <p>平成26年の「文書による一斉催告」は12月に一部実施し、残りは平成27年2月下旬までに行った。</p> <p>④ 平成26年11月に納入通知書返戻6件、督促状返戻1件、催告書返戻1件について住民票調査を実施した。</p> <p>また、平成26年12月に督促状返戻2件（うち1件は11月分の再調査）について住民票調査を実施した。</p> <p>⑤ 指摘された対象者5名を含め、不納欠損対象者10名を抽出し、平成27年5月28日付けで不納欠損処分した。</p>

〔平成26年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	総務局	債権について	債権57万1,100円(敷金)が計上漏れとなっている。	平成27年10月30日に公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。
31	財務局	公有財産について <土地>	土地51.51㎡(所有地(旧水路敷))が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた土地については、平成27年6月15日付けで財産情報システムに登録した。
32	生活文化局	債権について	債権8,340円(育英資金貸付金)が過大に計上されている。	平成27年10月29日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。
33	環境局	公有財産について <建物>	建物661.70㎡(富士箱根伊豆国立公園 海のふるさと村 セントラルロッジ)が過大に登録されている。	過大に登録されていた建物について、平成27年9月3日に、財産情報システムから削除した。
34	福祉保健局	公有財産について <建物>	建物1,991.27㎡(東京都葛飾福祉工場(立石工場))が登録漏れとなっている。	財産情報システムを所管する財務局財産運用部に確認し、所管部において平成27年9月3日に平成27年度公有財産台帳(建物)登録を行った。 また、平成27年8月4日、総務部契約管財課において、複式仕訳処理を行った。
35	福祉保健局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件(OSEKKA Iくんの著作権)が登録漏れとなっている。	平成27年7月8日、所管部において財産情報システムにおける平成27年度公有財産台帳(著作権)登録を行った。 また、平成27年7月8日、総務部契約管財課において、複式仕訳処理を行った。 公有財産増減異動通知書については、平成27年10月29日に会計管理者へ提出した。
36	福祉保健局	物品について	物品1点(自動給湯機)が過大に登録されている。	平成27年6月12日に物品管理システムにおいて削除処理をした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	病院経営本部	物品について	物品4点（放射能監視装置ほか3点）が過大に登載されている。	多摩南部地域病院において過大に登載されている物品4点（放射能監視装置ほか3点）について、平成27年8月24日に、物品管理システムから削除した。
38	産業労働局	物品について	物品2点（その他工作物類ほか1点）が過大に登載されている。	過大に登載されていた物品2点（その他工作物類ほか1点）について、平成27年8月4日に、物品管理システムから削除した。
39	建設局	公有財産について <土地>	土地2, 268.40㎡（石神井川河川整備予定地）が過大に登載されている。	過大に登載されていた土地2, 268.40㎡（石神井川河川整備予定地）について、財産情報システムより削除した。
40	東京消防庁	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件（「東京の消防」の著作権）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた無体財産権「東京の消防」の著作権について、平成27年9月14日に財産情報システムに登録した。 平成27年10月27日に公有財産増減異動通知書により会計管理者に通知した。
41	教育庁	会計処理について	①（款）諸収入（項）弁償金及報償金（目）諸費弁償金において、収入未済額が180円過大に計上されている。 ②（款）諸収入（項）雑入（目）納付金において、収入未済額及び還付未済額が各6万3,016円過大に計上されている。	①平成27年9月3日に更正処理を行った結果、過大に計上された180円は財務会計システムから削除された。 ②収入未済額については、平成27年8月10日に、更正処理を行った。 その結果、過大に計上された6万3,016円は財務会計システムから削除された。 還付未済額についても、過大に計上されていた6万3,016円が補正され、財務会計システム上計上されていないことを確認した。
42	教育庁	物品について	物品1点（滅菌器）が過大に登載されている。	過大に登載されていた滅菌器1点について、平成27年7月28日に、物品管理システムから削除した。

〔平成27年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	総務局	<p>工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの</p>	<p>工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。</p> <p>総合防災部では、各種工事について表計算ソフトを用い工事の設計内訳書を作成しており、設計を担当している係では、所属のネットワークハードディスク内に係で共有するフォルダを作成し、価格情報を含んだ積算内容が記録された電子データを保管している。</p> <p>この電子データの管理状況について確認したところ、作成したフォルダには、パスワードを設定し係以外の者がアクセスできないよう制限しているものの、電子データにはパスワードが設定されておらず、当該工事の決定に直接関与しない係内の他の職員が、工事の積算内容について常時閲覧・印刷・保存等を行うことが可能な状態となっていた。</p>	<p>工事の積算については、担当者が契約目途額を確定させた時点で、課長代理の定めたパスワードにより積算シートの電子データをロックし、契約を締結するまでの期間、担当者（主担当、副担当）と決定関与者のみが閲覧できるように取り決めるとともに、平成27年6月30日付けで部内に周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
44	主税局	① 路線価の付設を適正に行うべきもの	世田谷都税事務所における土地の評価に基づく固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、一筆の土地(565㎡)について、監査日(平成27.2.26)現在、次のとおり、土地の評価等が適正でないものが見受けられた。	世田谷都税事務所は、①について、未付設部分への路線の付設を行うとともに、②について、平成27年5月15日に所有者立会いの下、現地調査・事情説明を行い、同日、住宅用地等申告書の提出を受けた。
45		② 正面路線を適正に適用すべきもの	<p>その結果、固定資産税・都市計画税11万2,322円が課税不足となっている。</p> <p>① 路線乙に連続して舗装されて道路の形態を有している部分(丙)について路線価を付設していないのは適正でない。</p> <p>② 地目の認定は、土地の利用状況から路線甲に面した部分を雑種地(224.52㎡)として認定し、その他の部分を宅地(340.48㎡)と認定している。雑種地の正面路線は路線乙、宅地の正面路線は路線甲となっていた。</p> <p>しかしながら、雑種地は路線乙に沿接しておらず、路線甲に沿接していることから正面路線を甲とすべきであり、宅地は路線甲に沿接しておらず、①のとおり、路線乙に連続して舗装されている丙に沿接していることから路線乙を正面路線とすべきである。</p>	<p>この住宅用地等申告書に基づき、宅地及び雑種地の地積について改めて認定した上で、適用すべき路線を見直し、対象土地の評価額を算定した。</p> <p>その結果、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定をし、平成27年6月10日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、申告及び調査に基づいて地積の認定等を改めて行い、税額を算定した結果、課税不足の額は、8万800円(端数処理後)となり、平成27年7月3日に全額納付済みである。</p> <p>また、資産税部は、再発防止を図るため、全体課長会(平成27年9月7日)、全体係長会(平成27年4月13日)及び事務指導(平成27年5月18日から同月28日まで)において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
46	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	<p>荒川区における四筆の土地及び四筆の土地に所在する建物a、b、c、dの4棟は株式会社Aが所有しており、会社の事業の用に一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。</p> <p>また、同一画地と認定した場合、一画地の面積が400㎡を超過するため、小規模非住宅用地の減免を適用しているのは適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税・都市計画税175万1,090円が課税不足となっている。</p>	<p>荒川都税事務所は、現地調査を踏まえ平成27年4月28日に所有者へ利用状況を確認した。</p> <p>複数筆を同一画地として評価し、同時に小規模非住宅用地減免の適用について見直しを行い、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定を、平成27年6月10日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、改めて税額を算出した結果、課税不足の額は175万1,800円（端数処理後）となり、平成27年6月16日に全額納付済みである。</p> <p>また、資産税部は、再発防止を図るため、全体課長会（平成27年9月7日）、全体係長会（平成27年4月13日）及び事務指導（平成27年5月18日から同月28日まで）において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。</p>
47	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	<p>荒川区における二筆の土地には診療所及び居宅として利用されている併用住宅eが所在しており、他の一筆の土地には専用住宅fが所在している。</p> <p>荒川都税事務所では、これらの三筆の土地を一体的に利用しているとして同一画地と認定している。</p> <p>しかしながら、建物eとfでは所有者が異なり、利用の状況も併用住宅と専用住宅であるため、土地が一体として利用されているとはいえ、同一画地として認定しているのは適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税・都市計画税5万18円が課税不足となっている。</p>	<p>荒川都税事務所は、現地調査を踏まえ平成27年4月30日に所有者へ利用状況を確認した。</p> <p>複数筆を同一画地として評価しないことについて、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定を、平成27年6月10日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、改めて税額を算出した結果、課税不足の額は5万300円（端数処理後）となり、平成27年6月11日に全額納付済みである。</p> <p>また、資産税部は、再発防止を図るため、全体課長会（平成27年9月7日）、全体係長会（平成27年4月13日）及び事務指導（平成27年5月18日から同月28日まで）において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	主税局	必要な確認を行い土地の用途の認定を適正に行うべきもの	<p>世田谷都税事務所は、Bが所有する二筆の土地①（1, 377.95㎡）及び②（165.29㎡）について、①については住宅用地、②については構築物g及びhが事業用の材木置場となっていると認定し非住宅用地として認定している。</p> <p>構築物について確認したところ、構築物gは全てが事業用であり、構築物hは道路に面した一部が事業用でその他の部分が住宅用の物置として使用されていた。</p> <p>そのため、①の土地の一部には事業用構築物が所在するにもかかわらず、全てを住宅用地として認定していること及び②の土地には一部居住の用に供している部分があるにもかかわらず、全てを非住宅用地として認定していることは適正でない。</p> <p>この結果、①の土地については、固定資産税・都市計画税30万1,579円が課税不足となっており、②の土地については、固定資産税・都市計画税31万81円が課税超過となっている。</p>	<p>世田谷都税事務所は、平成27年5月15日に所有者立会いの下、現地調査・事情説明を行い、同日、住宅用地等申告書の提出を受けた。</p> <p>現地調査の結果及び住宅用地等申告書の内容に基づき、上記二筆の土地の認定について修正し、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定をし、平成27年6月10日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、二筆の土地について改めて税額を算出し、その差額である8,500円（端数処理後）について還付処理を行った。</p> <p>また、資産税部は、再発防止を図るため、全体課長会（平成27年9月7日）、全体係長会（平成27年4月13日）及び事務指導（平成27年5月18日から同月28日まで）において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。</p>
49	主税局	複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行うべきもの	<p>荒川都税事務所は、Cが所有する土地（233.98㎡）について、所在する家屋が専用住宅であるとみなして全部を住宅用地と認定している。</p> <p>また、所は、家屋（昭和43年築）を1階が軽量鉄骨造（床面積114.18㎡）で工場と認定しており、2階が木造（床面積63.63㎡）で居宅及び事務所と認定している。</p> <p>そこで、この土地の用途について見たところ、監査日現在、家屋の1階を含めて駐車場として利用されており、塀等に月極め駐車場と表示されていることから、当初認定時とは異なる利用状況となっていると推定できる状態であり、調査の上、必要に応じて用途の認定を見直すべき状況にある。</p>	<p>荒川都税事務所では、指摘に基づき、用途の認定を見直す必要があるか確認するため、土地及び家屋の利用状況等が当初認定時と異なっているかについて、所有者に対して調査を行った。</p> <p>調査の結果、家屋1階部分は、当初認定時の工場ではなく月極め駐車場として利用されているものの、家屋の2階部分の用途などは当初認定時と変わっておらず、現状では、土地の認定を見直す必要がないことが判明した。</p> <p>今後、住宅用地の認定について見直す必要が生じたときに改めて認定を行う。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	主税局	固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの	<p>北都税事務所における固定資産税（償却資産）の課税状況を見たところ、所では北区に所在する同一店舗において、美容業を事業種目とする二人の事業者から提出された平成26年度償却資産申告書に基づきそれぞれ課税標準額を算出している。その結果、両者とも課税標準額が免税点未満となるため、いずれにも課税されていない。</p> <p>しかしながら、二人の事業者が所有する資産を連名による一つの申告とすることにより、課税もれが防止できたものである。</p> <p>また、この状態は平成24年7月の開業時より継続しており、平成25年度、平成26年度両年について、同様に課税不足（合計6万9,700円）となっているのは適正でない。</p>	<p>北都税事務所は、二人の事業者が償却資産を共有している事実を関与税理士に確認し、地方税法第417条第1項の規定に基づき、平成25年度及び26年度分について平成27年4月30日に価格等決定を、平成27年5月8日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、課税不足の額6万9,700円は、平成27年5月18日に全額納付済みである。</p> <p>資産税部は、再発防止を図るため、全体課長会（平成27年9月7日）、全体係長会（平成27年4月14日）及び事務指導（平成27年5月18日から同月28日まで）において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。</p> <p>また、部は、申告書記載方法の納税者への周知のため、申告の手引きの記載内容の見直しを行った。</p>
51	主税局	還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合に口座振替の取扱いを確認すべきもの	<p>都税総合事務センター（以下「センター」という。）還付管理課では、都税の納付において発生した過誤納金等の還付事務を行っている。</p> <p>ところで、納税者Dについて、平成26年度固定資産税の2期（納期：平成26年9月30日）が重複して納付され、誤納金が141万7,000円発生したため、センターは、平成27年1月9日に、固定資産税の口座振替用の口座に、振込処理を行った。</p> <p>その結果、口座名義人であるDの死亡（平成26年12月28日）により振込不能であることが、平成27年1月13日に、指定金融機関より報告された。</p> <p>その後、センターは、Dの関係者と連絡をとり、口座からの振替えができず未納となっていた平成26年度固定資産税の3期（納期：平成27年1月5日）に充当する旨を伝え、同年2月6日、充当処理を行っている。</p> <p>しかしながら、センターは、Dの死亡により口座が使用できないことを徴収部に連絡しておらず、その結果、平成26年度固定資産税の4期（納期：平成27年3月2日）につき、口座振替委託契約により、再度、口座振替処理が行われ、振替不能となっていた。</p>	<p>徴収部は、センターが還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合にはセンターから徴収部へ口座振替の取扱いを連絡するよう、平成27年8月12日付通知により指導した。</p> <p>これを受けて、センターでは関係職員への周知徹底を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	主税局	納税交渉を適切に行うべきもの	<p>宗教法人Eは、不動産取得税、固定資産税28万1,300円を滞納している。Eは、固定資産税及び都市計画税等の賦課について疑義があるとし、平成22年8月13日に都に対し、審査請求を行っていたため、板橋都税事務所は、平成22年10月19日に電話催告、臨戸はしないこととしたとしている。</p> <p>しかしながら、審査請求が却下されたことを知った平成22年11月5日から平成24年6月21日まで交渉記録がなく、約1年8か月の間、交渉を行わなかったと認められることは適切でない。</p>	<p>徴収部は、都税事務所に対し、交渉記録を確実に記載するよう、全体課長会（平成27年9月18日）において指導した。</p> <p>これを受けて板橋都税事務所では職員に周知徹底を行った。</p> <p>なお、平成25年9月24日に当該滞納法人の所有する不動産の差押処分を行っており、滞納都税は徴収できる見込みである。</p>
53	主税局	納税交渉を効果的に行うべきもの	<p>法人Fは、新宿区と中央区に所有する不動産の固定資産税等の滞納がある。</p> <p>新宿都税事務所は、平成21年10月19日に、法人事業税・都民税及び固定資産税の滞納金額を根拠として、新宿区及び中央区の不動産の差押えを行い、同年11月4日、差押えの根拠となった滞納金額（502万6,800円）が完納されたことから、差押えを解除した。</p> <p>その後、所は、平成22年9月に滞納法人が新宿区の同不動産を売却しようとしていることを把握し、納税交渉を行った。</p> <p>納税交渉において、所は、売却代金入金日後に固定資産税21年度分807万3,337円の滞納金額の全額を納付し、22年度分1期分の滞納金額322万5,200円を先日付小切手で納付することを約束させることで、新宿区及び中央区の不動産の差押えをしないこととしている。</p> <p>ところで、売却の際に差押えを行わない場合は、最大限納付可能な金額を確実に納付させるために、売却により法人に入る収入を聴取し、納付額を最大化するための納税交渉を行い、その納付を約束させる必要がある。</p> <p>しかしながら、所はこの不動産の売却予定価格、売却代金の抵当権者等に対する処分計画などを聴取しておらず、納付額を最大化するための納税交渉となっていなかった。</p>	<p>徴収部は、滞納者が不動産売却することを把握したときは売却予定価格、売却代金の処分計画を聴取するなど、効果的な納税交渉を引き続き行うよう各都税事務所を全体課長会（平成27年9月18日）において指導した。</p> <p>これを受けて、新宿都税事務所では職員に周知徹底を行った。</p> <p>なお、現在は、不動産に競売開始決定がされたため、配当を得るべく交付要求を行っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
54	生活文化局	出えん金の適正な執行を確認すべきもの	<p>文化振興部では、戦略的な文化の創造・発信等を目的に設置するアーツカウンシル東京に関して、公益財団法人東京都歴史文化財団と、平成24年4月1日にアーツカウンシル東京の運営に関する協定書を締結し、平成25年4月1日に締結した東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん契約書に基づき、平成25年度東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん金を同財団に支出している。</p> <p>同出えん契約書第8条では、財団は、毎年度末日現在の助成事業の実施状況及び積立資産の収支状況について、事業実績等報告書により、毎年度終了後速やかに部に対し報告しなければならないとしている。</p> <p>また、同第9条では、財団は、部が積立資産及び助成事業に係る検査を求めた場合には、これに応じなければならないと規定しており、部は、帳簿その他の資料の提出を求め、検査するとしている。</p> <p>ところで、平成25年度の事業実績等報告書を見たところ、財団が審査した個別の収支決算の内容等についての記載はなく、書面を見ただけでは助成事業及び執行額が適正であったのかどうかの確認を十分に行うことはできない状況であった。</p> <p>また、財団に対して検査を行っていないことが認められた。</p>	<p>平成25年度及び平成26年度東京芸術文化創造発信事業助成事業の実施に係る出えん契約第8条に基づき提出された、当該事業の実績報告書における助成事業及び執行額の内容については、実績報告書に個別の助成対象事業の経費内訳を添付させるとともに、文化振興部職員が現地調査による書類確認を行い、適正な執行であることを確認している。</p>
55	生活文化局	負担金の支出を適切に行うべきもの	<p>文化振興部では、公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、協定書に基づき、アーツカウンシル東京共同開催事業に係る負担金を支出している。財団は、部と協議し、各事業の実行委員会と協定を結び、実行委員会に対して負担金を支出している。</p> <p>ところで、財団から提出された事業計画書を見たところ、部は、負担金を支出する前に、別途財団から提出された各事業の実行委員会の事業計画書・予算書により必要な額であることを確認しているものの、財団へ負担金を支出する際の決定文書には、資金が必要となる時期を確認するための支払計画書等が添付されていなかった。</p> <p>この結果、事業は、4月、10月、11月、2月と実施時期が離れているにもかかわらず、同負担金の支出は、7月に一括払いとなっており、負担金として必要な額が、必要な時期に支払われているのかが不明確な状況となっていた。</p>	<p>平成27年度アーツカウンシル東京共同開催事業に係る協定に基づく負担金の支出に際し、公益財団法人東京都歴史文化財団より支払計画書を提出させており、これに基づき支払時期を4半期に分け負担金の支出を行うことで、負担金の支出を適切に実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	生活文化局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。</p> <p>総務部では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たっては、財務局から配布を受けた営繕積算システム（RIBC2）をインストールした2台のパソコン端末を職員6名で使用している。1台は担当者個人単独で使用するパソコンに積算システムがインストールされており、もう1台は係の共用のパソコンにシステムがインストールされている。</p> <p>この積算システムの運用状況を見たところ、担当者個人単独で使用するパソコン及び係の共用のパソコンのいずれについても、積算システムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、積算システムを起動させる必要があるが、積算システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できてしまう状況にあった。</p> <p>このため、作成された設計内訳書を設計担当者以外の者が容易に閲覧できる状況となっていた。</p>	<p>平成27年度から、担当する係職員の各TAIMS端末にRIBC2をインストールしたことから、RIBC2起動時にパスワードを保存しないようセキュリティ管理を徹底し、機密性の高い工事契約に係る価格情報管理を適切に行っていく。</p>
57	生活文化局	有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう適正に管理すべきもの	<p>文化振興部は、東京空襲の史実を風化させることなく、平和が永く続くことを祈念するため、平成13年に東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑（以下「碑」という。）を都立横網町公園（以下「公園」という。）内に建設している。</p> <p>碑に附帯する装置の作動等に係る電気料については、公園の指定管理者が、公園全域の電気料の支払を行った上で、碑内に設置されている電力量計を確認し電気使用量を算定し、部に対して電気料の請求を行っている。</p> <p>この電力量計について見たところ、有効期間を経過したまま使用している状況が認められた。</p>	<p>有効期限が満了していた動力用及び電灯用の電力量計2個については交換手続をとり、平成27年2月19日に交換済である。</p> <p>また、平成27年2月20日付けで文化振興部内において、計量機器の有効期間及び劣化状況の確認並びに不使用について周知を図り、再発防止に努めている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	オリンピック・パラリンピック準備局	物品の管理を適切に行うべきものの	<p>スポーツ推進部は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営について、「指定管理者制度」を活用し、若洲シーサイドパークグループ（以下「指定管理者」という。）を指定している。</p> <p>ところで、部は、平成25年12月20日付けで指定管理者から、コンテナ2件及びバラック2件について使用に適さない旨の報告を受け、平成26年3月12日付けで不用品へ組み替え、指定管理者へ平成26年3月26日付けで廃棄の指示を行った。</p> <p>この指示を受けて指定管理者は、平成26年3月にこれらの物品を廃棄した旨の連絡を部に行ったにもかかわらず、監査日（平成27.6.2）現在、部は不用品を台帳から削除していなかった。</p>	<p>平成27年6月17日付けで物品管理システム上で削除処理を行った。</p> <p>今後、不用品が生じた場合は、速やかに処理を行い物品の適正な管理に努める。</p>
59	オリンピック・パラリンピック準備局	契約事務を適正に行うべきものの	<p>大会準備部は、晴海地区の基盤整備を検討するため、「晴海選手村計画に係る整備方針検討業務委託」を締結している。</p> <p>この契約の成果物である報告書について見たところ、履行期限以後の日付で報告書が作成されていることが認められた。</p>	<p>再発防止に向け、指摘を受けた今回の事案について、部内職員に周知し、適正な契約手続の徹底を図るとともに、検査員、支出事務担当者等へ契約の履行内容についての確認を徹底するよう指導した。</p>
60	オリンピック・パラリンピック準備局	都の保有個人情報について適正に取り扱うよう指示すべきものの	<p>スポーツ推進部は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営に関する基本協定により、指定管理者が施設の利用等に関して取得した個人情報は都の保有個人情報であるとしている。</p> <p>そこで、指定管理者における保有個人情報の取扱いについて見たところ、以下の状況が見受けられた。</p> <p>指定管理者は、4形態の個人情報を保有しており、全てについて、業務の継続に必要で保管庫等の容量にも余裕があるという理由で、期限を設けず蓄積している。</p> <p>一方、受託者・指定管理者へ運営を行わせる場合には、通達において、その期間終了時に、都の保有個人情報に係る提供資料を都へ返還させるよう定められている。</p> <p>しかしながら、部は、指定管理者に対し、平成25年3月31日に前回の指定管理期間が終了した際、その期間中に収集した都の保有個人情報を都へ返還させず、監査日（平成27.6.2）現在、引き続き業務を継続するために必要であるとして、例外規定はないにもかかわらずそのまま保有させていた。</p>	<p>指定管理期間終了後は、原則として個人情報を都に返還させることとし、例外的に同一指定管理者となった場合には、個人情報の返還を要しない旨基本協定第56条に基づき、協議文書をもって対応していく。</p> <p>領収書の控えを兼ねる申請書関係は税務上の帳簿書類の保存期限等を考慮し長期とし、予約時の電子データ等は短期として、保存年限を設定し、これらの書類は経緯を確認しやすいよう月別にファイリングすることとする。</p> <p>また、保存年限を経過しているものについては、速やかに都職員立会いの下、廃棄を行う。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	都市整備局	都営住宅工事内訳書システムの活用について検討すべきもの	<p>局では、東部住宅建設事務所と西部住宅建設事務所が起工する都営住宅の建築工事と設備工事の設計書作成のため、システムを構築し、平成13年度から運用している。</p> <p>局は、積算における正確性を担保するため、本システムにより設計書の作成を行うこととしており、表計算ソフトの使用を認めていない。</p> <p>しかしながら、このシステムによる設計書の作成状況について見たところ、各事務所とも建築工事では作成・修正作業が効率的であるとして表計算ソフトを用いて作成しており、システムについては運用されて以来、活用していなかった。</p> <p>また、局は、各事務所がシステムを使用していないことを看過している状況となっていた。</p>	<p>都営住宅工事内訳書システムの活用について、総務部技術管理課にて検討を行った。</p> <p>その結果、システム利用によるヒューマンエラーの防止など、正確性の担保が重要であるため、所の建築工事に係る設計書作成においてもシステムを利用するよう通知し、所の対象者に向けて説明会を実施した（平成27年7月16日（東部）、平成27年7月21日（西部））。</p> <p>また、システム利用及び操作に関して指導を行った（平成27年8月17日（西部）、平成27年8月19日（東部））。</p>
62	環境局 (公益財団法人東京都環境公社)	微量PCB廃棄物処理支援事業について申請審査業務を適切に行うべきもの	<p>局は、都内の事業者等が保有する微量PCB廃棄物について、その処理等に係る費用の一部を助成している。</p> <p>この助成事業については、公益財団法人東京都環境公社に委託し、助成金交付要綱の策定や申請審査業務を行わせている。</p> <p>公社が策定した要綱によれば、微量PCB廃棄物機器を運び出すために必要となる「搬出・搬入費」については、助成対象にならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、公社の審査業務等について見たところ、「搬出・搬入費」に該当する積込費を助成対象に含めている事例などが認められた。</p> <p>また、局は、公社の審査業務が不十分であるにもかかわらず、指示や指導を行っていないかった。</p>	<p>公社は以下のとおり対応した。</p> <p>「助成金交付要綱」及び「申請の手引き」を改正して助成対象外経費を明確化し、WEBサイトで申請者への周知を行った。</p> <p>具体的には、助成対象外となる運搬経費について、申請者の誤解を招かないよう要綱本文の中に明文化するとともに、助成金交付申請書に、参考図を追記した。</p> <p>また、要綱に基づき、補助対象経費の内訳を十分に確認するなど、審査業務を適正に行い、対象経費のみに助成を行っている。</p> <p>局は以下のとおり対応した。</p> <p>公社に助成対象経費をより明確化し、審査業務を適正に実施するよう指導した。</p> <p>また、公社における申請審査業務が適正に履行されていることを、関係書類等計115件（平成27年4月1日から8月17日まで交付済み等のもの）について確認し、適正な審査業務の履行を引き続き指導した。</p> <p>なお、平成27年6月29日に、部課長会において監査結果を周知し、再発防止に向けた取組の徹底を確認した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	環境局	ダイオキシン類の測定委託における査察を適正に行うべきもの	<p>多摩環境事務所は、有害物質、ダイオキシン類等による多摩地区の地下水等の汚染状況を把握するため、「土壌地下水汚染に係る検体の採取・分析委託（単価契約）」を、Aと契約締結している。</p> <p>ところで、ダイオキシン類の環境測定を国内の外部機関や海外施設に委託する場合には、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」（平成22年3月31日改訂環境省指針。以下「指針」という。）に基づき、委託者は精度管理の観点から委託期間中に1回以上、受託者の品質管理システムや試料採取・管理、測定などの項目について立入による査察を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、この契約について見たところ、監査日（平成27. 4. 14）現在、所は委託者でありながら立入による査察を実施していないことが認められた。</p> <p>また、指針ではやむを得ず立入による査察が実施できない場合には、それに代えて審査する項目を提示し、対応する資料の提出及びその補足説明の聴取をもって代えることができるとしているが、所はこれら審査項目の提示等も行っていなかった。</p>	<p>指摘を踏まえ、平成27年度の委託に関しては、仕様書「11(9)受託会社への立入検査」に基づき、平成27年7月2日に、受託会社への立入による査察を実施した。</p> <p>また、平成28年度以降において同様の委託を実施する場合は、仕様書に同指針に基づく査察の実施を明記し、実施する。</p>
64	環境局	工事請負契約に係る検査事務を適正に行うべきもの	<p>多摩環境事務所は、高尾ビジターセンターの改築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、工事請負契約を締結している。</p> <p>これらの工事の検査事務について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>① 機械設備工事及び電気設備工事について、所は、平成27年3月30日に高尾ビジターセンターにて現場における施工状況の検査を行っているが、平成27年3月31日付けの工事完了届には同日付けで所の監督員の受付印が押印されており、平成27年3月30日の検査を実施する前提となる工事完了届が確認できない。</p> <p>また、監査日（平成27. 4. 14）現在、検査員の押印がなく検査調書の作成を終えていない。</p> <p>② 改築工事の完了検査については、自然環境部が平成27年3月31日に高尾ビジターセンターにて現場における施工状況の検査を行っている。</p> <p>部は、この検査日において検査合格としながら、監査日（平成27. 4. 21）現在検査調書の作成を終えていない。</p>	<p>① 所は、本案件について必要な書類を整備するとともに、指摘内容を十分踏まえ、課内ミーティング及び平成27年8月26日に行った業務内容を熟知した職員を講師とした研修会の場で、周知徹底・再発防止に努めた。</p> <p>② 部は、本案件について必要な書類を整備するとともに、指摘内容を十分踏まえ、平成27年6月30日に行った部課長会の場で、適正な検査実施に向けて部内で情報共有を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
65	環境局	測量委託契約事務を適正に行うべきもの	<p>多摩環境事務所は、山のふるさと村の法面測量をEに委託して実施した（契約金額：97万2,000円、契約日：平成26.12.8、履行期限：平成27.1.28）。</p> <p>この契約で納品された報告書を見たところ、測量等の日付が契約日前及び履行期限後の日付となっていることが認められた。</p>	<p>本案件については、指摘を受けた後に受注者に日付の修正をさせ、改めて成果物の納品をさせた。</p> <p>また、指摘内容を十分踏まえ、課内ミーティングの場で周知徹底するとともに、平成27年4月24日及び同年8月26日に、業務内容を熟知した職員を講師とした研修会を行い、再発防止に努めた。</p>
66	環境局	契約事務手続を適正に行うべきもの	<p>自然環境部は、東京グリーンシップ・アクション（NPO、企業等の連携により保全地域の自然環境を保全する活動）で使用するため、「杭の買入れ」（契約金額：14万4,720円、契約日：平成26.8.25、履行期限：平成26.10.17）を、Fと随意契約している。</p> <p>この契約の状況について見たところ、監査日（平成27.4.17）現在、未履行となっていた。これについて、部は、契約締結後に購入が不要となったため履行を求めなかったとしているが、契約解除の事務手続を行っておらず、適正でない。</p>	<p>平成26年8月25日付け（遡及）で事業者と契約解除の手続を行った。</p> <p>指摘事項については、平成27年6月30日の部課長会にて報告し、部内で情報共有を図り、かつ適正な契約手続を図るよう周知徹底を行った。</p>
67	福祉保健局	分納に係る収納事務及び手続を適正に行うべきもの	<p>看護専門学校は、東京都立看護専門学校条例（昭和52年東京都条例第78号）及び東京都立看護専門学校学則（昭和46年東京都規則第73号）に基づき学生から授業料を徴収している。</p> <p>ところで、荏原看護専門学校（以下「学校」という。）において授業料の収納状況を見たところ、学校は、授業料の未納（13万2,850円）があった学生Iから平成26年度中に計3万6,425円の授業料を受け取っているにもかかわらず、この収納金を監査日（平成27.5.11）現在、都の収入として収納していないことが認められた。</p> <p>また、分納に際しては「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル」（福祉保健局総務部企画計理課）によれば「分割納付申請書」等を徴することとなっているところ、分納誓約の旨、債権の表示及び債務者学生Iの署名押印のいずれもない任意様式の送金予定表しか徴しておらず、適正でない。</p>	<p>学生Iから受け取り、学校で保管していた授業料（3万6,425円）については、監査日以降、関係部署と調整の上、平成27年5月22日に指定金融機関に払込みを行った。</p> <p>また、分納に係る手続については、福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、分割納付申請書等を送付（5月22日、6月23日、7月27日、8月11日）するとともに、債務者に対して電話及び実地訪問を行い、適正化を図っているところである。</p> <p>引き続き、マニュアルに基づき、今後の債権管理を徹底するとともに、再発防止に努める。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	福祉保健局	履行確認を適正に行うべきもの	<p>医療政策部では、「脳卒中普及啓発に係る車内広告の掲載」をJに委託し、脳卒中普及啓発ポスターを都営地下鉄等の窓上等の車内広告スペースに1か月間掲示している。</p> <p>部はこの履行確認のため、仕様書において、</p> <p>① 電車にあっては行先表示幕、車両の車体番号及びポスターの掲出状況を、バスにあっては行先表示幕、車両ナンバー及びポスターの掲出状況の写真を撮影すること</p> <p>② 車内広告を掲出した会社に対し、仕様に定める期間及び枚数の掲出を行った旨が確認できる証明書等を収集すること</p> <p>を定め、①については写真、②については原本の提出を受注者に求めている。</p> <p>ところで、受注者から提出された書類を見たところ、</p> <p>ア ポスター掲出写真はあるもののポスターが大写しになっており車両や路線の判別ができず、行先表示や車体番号等を撮影したものがない</p> <p>イ 掲出期間や掲出枚数等を確認した旨の書類は受注者の記名押印となっており、証明書の収集がなされていないなど、仕様に定める履行確認書類とはなっていない</p> <p>ことが認められた。</p> <p>これらの提出書類以外に仕様に定めるポスター掲示がなされたことを確認できるものがないにもかかわらず、部は検査完了として契約代金を支払っており、適正でない。</p>	<p>履行確認が適正に行われていなかったことを踏まえ、履行確認を行う際は、</p> <p>① 成果物提出前に何を提出するか、受託者に改めて周知する</p> <p>② 成果物提出後、仕様に定める履行となっているかについて、課長代理及び担当者によるダブルチェック</p> <p>の2点を徹底することとし、部内に事務連絡により周知を行った。</p> <p>今後、同様の契約は、履行確認を適正に行う。</p>
69	福祉保健局	随意契約に係る事務を適正に行うべきもの	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センター等から、普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約については、随意契約によることができると定められている。</p> <p>また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の4においては、令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結する場合、契約を締結しようとするときは契約内容、相手方の決定方法、選定基準及び申込方法等を、契約を締結したときは契約の締結状況等を、それぞれ公表するものと定められている。</p> <p>しかしながら、東村山ナーシングホームは、契約締結後の情報は公表しているものの、契約締結前の情報は公表していなかった。</p>	<p>随意契約に係る事務取扱についての理解が不十分であったため、今後は事前の公表をも含めて漏れなく実施できるよう、所内で作成した平成27年6月9日付「政策目的随意契約に係る事務取扱について」により、関係職員へメールにて周知するとともに、契約部署である経理係内会議の議題として周知・徹底を図った。</p> <p>以後、このような契約事案が発生した場合は、ナーシングホーム1階正面玄関に掲示する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	福祉保健局	医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行うべきものの	<p>医療政策部では、災害発生時初動期の医療救護に使用する医薬品及び資器材（以下「医薬品等」という。）一式を災害用救急医療資器材7点セット（以下「7点セット」という。）として、都内の備蓄倉庫2か所に整備している。7点セット内の医薬品等については、東京都災害医療運営連絡会において定められたそれぞれの耐用年数を備蓄年数の基準（以下「備蓄基準年数」という。）として使用期限切れにならないよう更新されている。</p> <p>ところで、7点セット内の備蓄基準年数が到来する医薬品等の更新に係る買入れ契約（契約金額：1,381万1,148円、契約日：平成26.4.25、履行期限：平成26.6.30）において、納品された医薬品等の使用期限報告を見たところ、仕様書では、備蓄基準年数に対する残存使用期限が9/10以上あるものを納入するよう求めているにもかかわらず、220品目中48品目において残存使用期限が備蓄基準年数の9/10を満たしておらず、また、31品目においては使用期限の記載がないことが認められた。</p>	<p>一部品目について仕様を満たしているかの確認を行わなかったこと及び仕様を満たさないものを納品する際の手続きについて、下記のとおり仕様書の見直しを実施した。</p> <p>1 仕様（使用期限）の確認について 「使用期限記載のある品目」だけでなく、「製造日や有効期間等で使用期限が判明する品目」についても、納品期限の14日前までに「納入ロット表」により、製造年月、使用期限及び有効期限の報告を都担当者に求める記載を追加した。</p> <p>2 残存使用期間について ① 1により使用期限を確認できる品目については、医薬品等の流通実態を再検討した結果、原則として残存使用期間が8/10以上あることを要件とする記載へ修正する。 ② また、契約前に、履行期限から起算し残存使用期間が8/10に満たないことが判明している品目については、医薬品等の流通実態に即して、都が別に定める残存使用期間以上あることとする内容を別記にて記載する。 ③ 上記①・②により難しい場合は、都担当と協議の上納品を行うこととするが、協議の際には、履行可能性を追求、減価採用又は違約金徴収の検討を行う。</p> <p>上記について、平成27年8月以降の契約から実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
71	病院経営本部	査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの	<p>社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等（以下「基金等」という。）は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為等であると判断した場合、診療報酬点数を減点（以下「査定減」という。）している。</p> <p>都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療・DPC委員会（以下「委員会」という。）を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには請求理由を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、再審査請求を行うこととしている。</p> <p>再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」（昭和60年4月30日付保険発第40号及び庁保険発第17号）によると、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のために、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。</p> <p>しかしながら、小児総合医療センターでは、委員会で再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが毎月発生し、監査日（平成27.5.26）現在、未請求のものが34件にのぼることが認められた。</p>	<p>平成27年6月26日に開催した保険診療・DPC委員会において、再審査請求の流れを改めて確認し、6か月以内に処理することを職員に周知徹底した。</p> <p>なお、未請求であった34件中、26件は平成27年6月10日に請求済みであり、8件については再検討した結果、再審査請求不能とした。したがって、6か月超えの未請求案件は解消した。</p>
72	病院経営本部	工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの	<p>広尾病院は、「女子更衣室トイレ床シートほか修繕工事」契約（契約金額：173万160円、契約期間：平成26.8.22～平成26.9.19）により、地下2階女子更衣室トイレの床シートを張り替えている。</p> <p>また、「女子更衣室トイレ便器ほか改修工事」契約（契約金額：216万円、契約期間：平成26.10.10～平成26.11.5）により、修繕工事と同じ箇所である地下2階女子更衣室トイレの便器の改修を行っている。</p> <p>この2件の契約について工事現場写真等の書類を確認したところ、修繕工事が完了した平成26年9月19日には便器の改修が終了しており、改修工事のうち女子更衣室トイレの便器の改修については、改修工事前の修繕工事の期間中に行われていたことが認められた。</p> <p>しかしながら、改修工事の契約日は平成26年10月10日であり、契約締結前に受注者に改修工事を行わせたことは適正でない。</p> <p>また、本件では、工程を踏まえれば一つの工事契約とすることも考えられ、その場合は諸経費等の積算額が縮減できることになる。</p>	<p>平成27年8月6日、用度係、施設担当、家政担当の契約担当者会を開催し、積算作業等契約事務の流れについての確認を行い、適正に契約手続を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、同じ場所で複数の業種を同時に施工するに当たって、工事業種ごとに分離分割発注するよりも、主要な業種で一括して契約した方が合理的な場合は、一括発注するように是正する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
73	病院経営本部	診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行うべきもの	<p>各病院の診療材料委員会設置要綱によると、カテーテルや眼内レンズなどの診療材料は、診療材料委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て採用されたものを購入するが、採用されていない診療材料について診療上緊急に必要とし、委員会の開催まで待てない場合は、委員会の委員長の承認を得て購入し、使用することができる（以下「緊急使用」という。）とされている。</p> <p>そこで、大塚病院において、平成26年4月及び5月の緊急使用に係る申請書及び診療材料の購入契約関係書類を見たところ、使用日以後に承認を受け、契約を締結している事例が認められた。</p>	<p>平成27年6月15日に院内各部門責任者からなる幹部会を開催し、診療材料委員会委員長より医師・看護師等に診療材料の緊急使用申請に関する手続について改めて周知するとともに、各部門においても適正な手続を順守するよう周知徹底した。</p>
74	病院経営本部	工事契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>大塚病院は、「当直室ドアテンキーロック設置工事」契約（契約金額：116万8,020円、契約期間：平成27.2.6～平成27.2.27）により、院内の当直室計12室についてテンキーロックの取付工事を行っている。</p> <p>この契約の工事現場写真等の書類を確認したところ、実際にテンキーロックが取付けられたのは11室であり、1室については取付けが行われていないことが認められた。</p> <p>しかしながら、病院は、取付けを行っていない1台分機器代金4万9,500円（税別）のほか、12台分の機器取付費（45万6,000円（税別））及びその他費用（3万1,500円（税別））のうち1台分を余分に支出しており適正でない。</p>	<p>テンキーロックの設置に当たっては、各診療科や庶務係との院内調整を十分に行わないまま、工事施工を進めてしまった。</p> <p>平成27年5月20日、庶務課係長会において、工事前に院内調整を慎重に行い、工事契約の適切な進行管理及び実施後の適正な検査を確実に進めるよう関係職員に周知徹底した。</p>
75	病院経営本部	契約事務を適切に行うべきもの	<p>東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、随意契約によることができる場合の予定価格の額を、財産の買入れについては160万円以下と定めている。</p> <p>ところで、墨東病院における随意契約の状況について見たところ、①起案日、契約日、納品日がそれぞれ同じ日で、②契約相手が同一であり、③購入した物品は特定の受注者しか調達できないものではないことから、集約して入札により購入することができる案件であると認められた。</p> <p>しかしながら、病院が、入札により購入することが可能なものについて、契約を分割し、同一の契約相手と随意契約を行っていたことは適切でない。</p>	<p>平成27年7月14日、今回の監査結果を踏まえ、平成27年度病院経営本部事務実務研修（契約総論）等の資料を基に、適切な契約手続の確保に努めるよう用度係職員に改めて周知を行った。</p> <p>今後は、調達物品について適時状況を把握し、電子調達システムでの入札により、契約事務を適切に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
76	病院経営本部	工事記録写真の撮影を適切に行うよう指導すべきもの	<p>墨東病院は、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「「財務局工事記録写真撮影要領」（以下「要領」という。）に準じ処理すること」と定めている。</p> <p>要領では、写真撮影に関する留意事項として、「撮影日等を明確にする（黒板等の利用）」としており、撮影日を記入した黒板等を工事現場に置いて写真を撮影するなどの方法により、工事記録写真に撮影日が入ることで、工事の経過を適切に記録できるとしている。</p> <p>しかしながら、病院における工事契約について見たところ、平成26年度中に行われた12件の工事のうち、8件について、工事記録写真に撮影日が写っていなかった。</p>	<p>仕様書には、工事記録写真に撮影日を入れるよう記載していたが、改めて、受注者に対し工事記録写真に撮影日を入れるよう指導している。</p> <p>また、受注者から提出された書類について十分な確認を行い、不備があった場合は、受注者への再提出依頼を適切に行っていく。</p>
77	中央卸売市場	滞納金の分割納付を認めるに当たり、完納に至る支払計画を徴取すべきもの	<p>中央卸売市場では、市場内の用地、建物、設備その他施設を卸売業者等に使用させ市場使用料を収入しており、市場において使用する電力、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用について、使用者の負担としている。</p> <p>この収入に滞納金が発生したとき、管理部で督促状や警告書を通知したのち、各市場では、「債権管理マニュアル（財務局主計部・主税局徴収部）」（以下「マニュアル」という。）に基づき、滞納した業者と納付に向けた交渉を行い、支払計画書を徴取し滞納金の分割納付を認めるなど、滞納金の回収に努めている。</p> <p>マニュアルでは、滞納金について分割納付を認める場合、滞納金を完済することを内容とする支払計画書を滞納者から徴取しなくてはならない。</p> <p>しかしながら、築地市場で、市場使用料を滞納している、A、B、C及びDの4事業者について、分割納付を認めた際に提出された支払計画書を見たところ、滞納金を完納する支払計画とはなっていないことが認められた。</p>	<p>築地市場では、A、B、C及びDの4業者に、滞納金が完納に至る計画書の提出を求め、平成27年3月7日及び同月13日付けで、納付（支払）計画書を徴取した。</p> <p>今後、滞納金について分割納付を認める場合は、完納に至る支払計画を徴取する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
78	中央卸売市場	作業委託契約を適切に実施すべきもの	<p>食肉市場では、場構内に設置された排水管に脂・肉片等が堆積することから、堆積物による排水の溢れ、逆流を防ぐために、堆積物の吸引作業を委託により行っている。</p> <p>仕様書によれば、定期作業と、月1回程度場が委託業務作業依頼書により通知して行う特別作業とがあり、定期作業実施日及び作業場所は、場と受託者が協議して年度当初に年間の作業計画として定められている。</p> <p>そこで、定期作業の実施状況等を見たところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。</p> <p>① 平成26年9月6日に実施された定期作業は、作業場所6にあるマンホールから排水管の堆積物吸引作業を行ったものであるが、大きな砂利等が非常に多量に流入しているため作業を完了することができなかった。</p> <p>仕様書では、受託者に対して異常時等に場と連絡調整を行うよう定めているにもかかわらず、受託者は場に連絡をせず、受託者の判断により作業が完了しないまま当日の作業を終えており、適切でない。</p> <p>② 平成26年9月6日に完了できなかった作業場所6の作業については、平成26年9月27日に実施し、作業を完了したが、このため、この日に予定されていた作業場所Aの作業が実施されなかった。</p> <p>その後、作業場所Aについては、作業計画で定められた平成26年10月25日まで、吸引作業が行われておらず、結果として、前回作業を実施した平成26年8月30日から約2か月吸引作業の必要がなかったこととなる。</p> <p>一方で、特別作業の実施状況を見ると、毎月1回同じ箇所の吸引作業を行っており、これは、当該箇所については毎月1回定期的な吸引作業が必要ということとなる。</p> <p>場は、定期作業について、過去の作業実績などを精査して選定し、必要に応じた年間の作業計画を定める必要がある。</p> <p>③ 完了検査に用いられた作業報告書の写真を見たところ、作業後の写真がない、又は作業後の写真を作業中と誤表記しているにもかかわらず、完了検査が合格となっており適正でない。</p>	<p>① 平成27年度契約に当たり、受託者との間で、連絡、報告、指示の体系をまとめた緊急連絡網を作成・書面化し、作業場所に異常を見つけた場合は、緊急連絡網により必ず場へ連絡を行い、場からの指示に従うこととし、受託者との連絡体制の徹底を図った。</p> <p>② 平成27年度当該契約の仕様書の委託内容の仕様を整理し、定期作業及び特別作業を明確に設定した。</p> <p>定期作業については、過去の作業実績及び受託者の意見を参考に作業場所及び実施回数を明記し、場と受託者と協議し年間作業計画を定めた。</p> <p>特別作業については、排水の溢れ、逆流等緊急的な清掃作業及び大動物棟病畜地下ピット清掃作業を対象とする旨明記した。</p> <p>これら特別作業については、排水管路の緊急的作業が必要な場合や、病畜地下ピットの堆積物の状況に伴う病害虫の発生を衛生的な観点から抑制する必要があるため、場と受託者が作業内容及び実施日とその都度協議し、効率的・効果的な作業を行うこととした。</p> <p>③ 委託作業状況の完了確認を適正に行うために、平成27年度当該契約の仕様書において、作業完了報告時に作業完了後の写真を添付するよう明記するとともに、写真添付の徹底を指示し、担当者による作業報告書の確認を確実にを行うよう事務改善を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
79	中央卸売市場	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。</p> <p>ところで、工事の積算内容の情報管理について見たところ、次のような状況が認められた。</p> <p>① 事業部施設課では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たり、財務局から配布を受けた営繕積算システム（以下「システム」という。）をインストールした3台のパソコン端末を職員16名で使用している。</p> <p>このシステムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、システムを起動させる必要があるが、システムから警告が出されているにもかかわらず、システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できてしまう状況にあった。</p> <p>② 各場では、工事の設計内訳書の作成に当たり、表計算ソフトを使用しているが、積算内容が記録されたデータを、所属職員が共有するネットワークハードディスク内のフォルダに保管している。</p> <p>しかしながら、築地市場、世田谷市場、北足立市場及び多摩ニュータウン市場のフォルダの管理状況について見たところ、各場の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。</p>	<p>① 事業部施設課では、システムの起動時のパスワードを、その都度、手入力するように設定変更を行い、平成27年3月17日に施設課職員にパスワード常時保存機能の使用を禁止することを文書により周知徹底した。</p> <p>② 築地市場、世田谷市場、北足立市場及び多摩ニュータウン市場では、共有サーバー内にアクセス制限をかけたフォルダを作成した。</p> <p>また、それぞれの市場で開催された職場会議にて、工事積算内容等の閲覧・印刷・保存等に制限のあるデータは、アクセス制限のあるフォルダに保存するよう周知徹底した（築地市場：平成27年4月23日開催、世田谷市場：平成27年2月5日開催、北足立市場：平成27年2月26日開催、多摩ニュータウン市場：平成27年1月27日開催）。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
80	建設局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>最低制限価格制度の対象となる工事における最低制限価格の算定は、各所及び総務部の契約担当が「最低制限価格算定基礎金額表」（以下「算定表」という。）により行っている。その内訳となる直接工事費、共通仮設費等の金額（以下「内訳金額」という。）は、積算担当が「最低制限価格等算定基礎金額内訳書」（以下「内訳書」という。）を用いて算出している。</p> <p>「内訳書」及び「算定表」の決定関与者への回付は、紙により行われるが、その様式は表計算ソフトによる電子ファイルで用意され、各担当は、その電子ファイルを用いて書類の作成を行っている。</p> <p>この「内訳書」には、最低制限価格の基礎となる内訳金額及び工事件名が、また、「算定表」には、最低制限価格及び工事件名が記載されているため、その内容が記録された電子ファイルは、落札者決定までの期間、厳格に管理する必要がある。</p> <p>そこで、各部所において、作成時点から落札者決定までの期間における電子ファイルの管理状況を見たところ、以下のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>① 「内訳書」の電子ファイルについて、第一建設事務所では、共用ファイルサーバの係共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の設計担当以外が閲覧可能な状況となっていた。</p> <p>② 「算定表」の電子ファイルについて、南多摩西部建設事務所及び西部公園緑地事務所では、共用ファイルサーバの係共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の契約担当以外が閲覧可能な状況となっていた。</p>	<p>第一建設事務所は、起工担当各部署において、「内訳書」の電子ファイルを保存する業務上の必要性について検討した結果、今後は、起工時に「内訳書」をプリント後、当該ファイルを削除することとし、平成27年6月23日付けで全職員に周知徹底した。</p> <p>南多摩西部建設事務所及び西部公園緑地事務所は、監査日以降、係共有ファイルサーバに保存していた「算定表」について、決定関与者以外の者が閲覧することができないようパスワードを設定し管理するよう改めた。</p> <p>平成27年4月1日以降公表する案件より電子調達システムへの最低制限価格の入力方法が変更され、「算定表」の作成は必要なくなったため、係共有ファイルサーバに保存していた「算定表」は削除した。</p> <p>西部公園緑地事務所における建築関係の「算定表」の電子ファイルの管理方法については、平成27年4月以降、過去案件の電子ファイルを削除し、新規作成する「算定表」の電子ファイルにパスワードを設定した。</p> <p>また、電子ファイルに案件データ入力後、1部印刷した後は、案件データを消去することを、担当職員に周知徹底した。</p> <p>総務部は、平成26年12月22日付文書「入札契約事務に係る情報管理の徹底について」を、平成26年12月24日に各部所宛てにメールで周知徹底した。</p> <p>また、平成27年1月23日開催の道路工事主管課長会、平成27年1月29日開催の河川担当課長会において用度課長から直接周知徹底した。</p> <p>さらに監査日以降、平成27年6月24日開催の建設局内の契約事務研修においても周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
81	建設局	道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うべきもの	<p>道路占用工事に伴い道路を掘さくし、しゅん功後に道路を復旧する場合、占有者は復旧工事監督事務費を都に支払うこととなっている。</p> <p>そのため、建設事務所は、占有者から工事しゅん功届を提出させ、しゅん功立会を実施後、直ちに復旧工事監督事務費を請求することとなっている。</p> <p>しかしながら、西多摩建設事務所と南多摩東部建設事務所では、しゅん功から長期間経過しているにもかかわらず占有者からしゅん功届を徴していない事例や、合計で276万余円の復旧工事監督事務費について直ちに請求していない事例があった。</p>	<p>今回の指摘は、事務処理のチェックが不十分なことが原因であった。</p> <p>今後は、管理課道路管理係が各工区と連携して状況を把握するとともに、管理課長が原簿にて毎月処理状況をチェックするよう徹底した。</p> <p>なお、今回指摘のあった案件については、占有者を指導の上、しゅん功届を受領し、監督事務費に係る事務処理を全て完了した。</p>
82	建設局	指示変更及び完了検査を適正に行うべきもの	<p>南多摩東部建設事務所は、所管する道路事業予定地の適切な維持管理を目的として、「事業地管理工事（その1）単価契約」（発注限度額：3,800万円、契約期間：平成26.4.1～平成26.10.31）を締結している。</p> <p>工事の手続は、指示書による施工指示、また工事完了後に受託者から提出される完了届、工事検査調書、工事記録写真等による確認・完了検査となっているが、これらの関係書類について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。</p> <p>① 所の都合により工事内容を変更した案件、隣接地権者からの要請で作業を一時中止した案件について、いずれも変更内容に即した指示期限の延長手続を行うべきところ、これを行っていない。</p> <p>② 完了検査について、書類上の検査日と実際の検査日が異なっている。</p>	<p>指摘事項について、平成27年3月31日に南多摩東部建設事務所課長会で報告し、各課担当者まで周知を行い、受託者への指示を適正に行うよう徹底した。</p> <p>①について 受託者には契約当初に、指示期限の遵守を徹底するよう指導した。なお、やむを得ず指示期限を超える場合は、事前に監督員と協議するよう指導を徹底するとともに、適正な手続を行う。また、日報での作業日の確認を徹底している。</p> <p>②について 監督員は、指示ごとの内容を集計した一覧表に「検査日」を追加し、適正に完了検査を行えるよう複数の職員により進行管理を行っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
83	建設局	指示及び完了検査を適正に行うべきもの	<p>北多摩北部建設事務所は、街灯の保守、道路、河川の事業予定地及び事業残地等の管理に係る補修、草刈等を目的として、単価契約を締結している。</p> <p>この特記仕様書において、受託者は、1件ごとに指示された工事が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けることとされているが、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>① 工事記録写真により施工を確認したところ、指示前の施工又は履行遅延となっている。</p> <p>② 本委託により発生する一般廃棄物（草）の処分については、「一般廃棄物（草）処分記録の報告書」（以下「報告書」という。）を求めているが、持込月日（処分日）が指示期限後のもの、報告書の提出が検査日以後又は契約期間終了後のものがあり、適切な処分及び期限内の履行完了について、確認していない。</p>	<p>指摘事項について、平成27年3月31日に北多摩北部建設事務所課長会で報告し、各課担当者まで周知を行い、受託者に対する指示を適正に行うよう徹底した。</p> <p>また、所検査員は、平成27年4月1日に単価契約の合否判定基準を各監督員に説明し、認識の統一を図った。</p> <p>さらに、平成27年度の単価契約受託者に対し、現場作業や書類作成等を正確に実施するよう、平成27年4月1日に指示書を発行した。</p> <p>以上の措置後、検査時には「適切な処分」と「期限内の履行完了」についても、フロー図を作成し、これに基づいて確実に確認を行っている。</p>
84	建設局	交通誘導員に係る積算を適正に行うべきもの	<p>第四建設事務所は、事業予定地及び事業中の道路のうち、交通開放済の部分についての管理及び維持補修を目的として、単価契約を締結している。</p> <p>これらの契約に関する積算について見たところ、交通誘導員単価が過大となっていることが認められた。</p> <p>これは、所が、積算に当たって単価の内容から共通仮設費を除外すべきところ、積算システムの操作を誤り計上してしまったことによるものである。</p> <p>この結果、117万9,347円（監査事務局試算）が過大支出となっている。</p>	<p>指摘に基づき第四建設事務所では、平成27年度単価契約の発注に当たり、交通整理要員の単価は共通仮設費が除外されていることを確認した。</p> <p>また、他の工種についても、所内他課の単価契約において、共通して使用する単価の歩掛など積算内容の整合を徹底した。</p> <p>積算においては、課内の複数の職員により歩掛りなどの照査を実施し、適切な単価を確認した。</p> <p>また、平成27年4月10日に課内の工事関係職員が集まる定例会議の中で、交通誘導員の積算上の留意点などの周知徹底をし、チェックリストを作成した。</p> <p>これにより、再発防止に努めていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
85	建設局	緊急施工により実施すべきもの	<p>道路管理部は、単価契約について、要領のほか、「道路維持関係（単価契約）運用の手引」（平成22年4月。以下「手引」という。）を定めている。手引では、総価契約では対応が困難な即時性かつ1契約当たりの金額が400万円未満の小規模性（点在性）のある工事・委託のみを対象とし、それ以外は原則として総価契約又は緊急施工で実施することとしている。</p> <p>ところで、南多摩西部建設事務所が締結している単価契約について見たところ、所は、事業中である都道169号線の法面2か所が大雨によって崩壊したため、同日中に4件の応急復旧作業を指示していることが認められた。</p> <p>しかしながら、指示の対象箇所は、2か所であるが近接していること、また、土砂等の撤去と土のう設置は一連の作業であることから、4件の指示工事は1件の指示とすべきものである。</p> <p>また、1件の指示とした場合の金額は1,061万余円（監査事務局試算）となり、手引で定められた小規模性の金額である400万円を超えることから、単価契約で実施することは適正でなく、緊急施工で実施すべきものである。</p>	<p>平成27年6月23日の南多摩西部建設事務所課長会及び同年6月26日の南多摩西部建設事務所工事課係長会にて、大規模な自然災害において、発生当初より400万円以上の工事が想定される場合には、緊急施工により実施するよう徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	建設局	動物死体の一時保管場所からの回収について区に要請すべきもの	<p>都道上の動物死体の処理について、23区内においては、都と各区との間で「東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結している。</p> <p>本協定では、各区の処理窓口である清掃事務所の開庁時間内における動物死体処理について、都道から回収して保管するまでを各区が行い、その経費を都が各区に負担金として支払うこととなっている。</p> <p>一方、清掃事務所が閉庁している夜間又は休日の取扱いについては、本協定とは別に協定を締結し、回収を行っている区もあるが、14の区では、清掃事務所閉庁時の協定を締結していない状況となっている。</p> <p>ところで、清掃事務所閉庁時の動物死体処理について、第五建設事務所の事例を見たと、所の管轄のうち、協定を締結していない区では、所が契約している別の委託契約の受託者に対し、①動物死体の回収、②清掃事務所が開庁するまでの一時保管、③清掃事務所への運搬を指示している。</p> <p>この指示のうち、③の清掃事務所への運搬の指示内容については、清掃事務所の開庁時間内に行うものであることが認められた。</p> <p>しかしながら、清掃事務所の開庁時間内における動物死体の回収は、本協定により区が行う業務であることから、所は区に対し、清掃事務所閉庁時に動物死体を回収・一時保管している受託者から回収するよう依頼すれば、受託者が清掃事務所へ運搬する必要がなくなり、当該単価契約の経費を節減できる。</p> <p>このため、本協定の所管である道路管理部は、清掃事務所閉庁時の取扱いについて協定を締結していない区に対し、都の一時保管場所から回収を行うよう要請する必要がある。</p>	<p>区清掃事務所閉庁時の扱いについて協定を締結していない区に対し、平成27年6月に一時保管した動物死体を清掃事務所が回収・運搬を行うよう要請した。</p> <p>その後、調整した結果に基づき、平成27年8月27日付けで都道上の動物死体処理の対応について文書で依頼した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
87	交通局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。</p> <p>そこで、積算内容が記録されたデータを保管しているフォルダの管理状況について見たところ、車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では課内又は所内の設計担当者以外の者が、建設工務部については係内の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。</p>	<p>車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では、積算内容が記録されたデータを、パスワードの設定等により、設計担当者以外の者が閲覧・印刷等ができないように徹底した(平成27年9月1日メールにて通知)。</p> <p>その実施状況については、平成27年9月9日までに所属長による確認を行った。</p> <p>今後は、定期的なチェックを行っていく。</p> <p>建設工務部では、設計担当者以外の者が積算内容を閲覧・印刷等できないよう、設計担当部署の係内全員に特殊権限フォルダを作成し、未契約の工事設計書データを当該フォルダに保存・管理することとした。</p>
88	交通局	料金機の修理の際に立会いの記録を行うべきもの	<p>「車両整備マニュアル」(平成17年4月、交通局自動車部)では、故障した料金機の修理等で直接現金を取り扱う場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 修理時に取り扱う当該の現金の確認を行い、「車両整備日報」に記録すること ② 修理後に整備者以外の者が確認を行うこと ③ 整備者及び立会者を記録すること ④ 記録した「車両整備日報」は所で決裁し保存すること <p>を定めている。</p> <p>しかしながら、江戸川自動車営業所臨海支所において、立会者名及び立会いがなされた事実が、「車両整備日報」に記録されていない事例が認められた。</p> <p>料金機の修理において現金を取り扱う場合には、現金の処理について複数人で確認したことを証するため、立会いがなされた事実及び立会者名を記録する必要がある。</p>	<p>平成27年6月23日の整備管理者会議において、各車庫の担当者等に対して本監査での指摘概要を説明し、「車両整備マニュアル」に沿った対応を行うように周知・徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
89	交通局	返金ボタン使用時の返金理由を明確にすべきもの	<p>料金機には、返金する機能が設けられており、乗客が現金を誤投入した場合にこれを返却するためなどに利用する。</p> <p>自動車営業所においては、乗務員が返金ボタンを操作して料金機から現金を排出した場合に、事情や処理経過等を確認している。</p> <p>ところで、料金機の仕様を見ると、乗客が1,000円を誤投入した場合に1,000円を返金する操作を行うはずがないにもかかわらず、ICチャージキャンセルのためとして1,000円を返金している事例が認められた。</p> <p>自動車営業所では、乗務員から合理的でない返金理由が報告された場合には、その報告内容を検証する必要があるところ、小滝橋及び千住自動車営業所では、これを行っていなかった。</p> <p>また、自動車部は、要領により、返金ボタン操作時の確認について、返金理由等を乗務員から聴取の上、「現金等取扱い報告書」に記載することと定めているものの、返金理由等が合理的でないものについて検証を行うよう具体的に指導していなかった。</p>	<p>平成27年7月14日の統括運行管理者会議において、各営業所に対して指摘内容を説明し、返金理由が合理的でない場合には、当該乗務員から詳細な状況を確認し、適切な事由を「現金等取扱い報告書」に追記し記録に残すよう周知・徹底を図った。</p> <p>また、それ以外にも営業課職員が営業所に赴いた際には個別に指導をしている。</p>
90	交通局	1日乗車券の管理を適切に行うべきもの	<p>荒川電車営業所においては、車内で乗務員が販売する1日乗車券について、乗務員に券を払い出す際及び乗務員の業務終了後残数を受領する際、紙の一日券等受払い確認簿に、乗務員ごとの持出枚数、追加持出枚数、返却枚数を手書きで記入し、その後、表計算ソフトにデータ入力し、その日の販売枚数を算出している。返却された乗車券は廃札される。</p> <p>ところで、平成27年3月29日の、紙の1日券等受払い確認簿と入力されたデータを見たところ、乗務員50人及び臨時改札2か所において2種類の1日乗車券を販売しているが、都電1日乗車券では乗務員22人及び臨時改札1か所、都営まるごときっぷでは乗務員15人について、追加持出枚数及び返却枚数に不整合が生じていることが認められた。</p> <p>このため、この日の販売枚数及び計上された売上金額が適正であることを確認できない。</p> <p>また、乗車券の管理としても適切でない。</p>	<p>1日乗車券の管理については、受払枚数を運輸系職員と乗務員とが相互に確認し合う下記の運用を実施した。</p> <p>① 運輸系職員、乗務員の相互確認を確実にするため、出勤時及び退勤時に双方が紙の受払確認簿に押印又はサインする。</p> <p>② 紙の受払簿の記入値と表計算ソフトの入力値を入力者以外の担当者が確認し、ソフトの出力用紙に押印する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
91	交通局	印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの	<p>都電カレンダー（「壁掛けタイプ」及び「卓上タイプ」）の販売状況について見たところ、電車部は、販売開始後わずか5日で販売を中止し、購入者に対して、壁掛けタイプについては交換、卓上タイプについては返金のお知らせを行っていることが認められた。</p> <p>これは、壁掛けタイプについては①カレンダーの11月に31日が記載されていたこと、②「三ノ輪」の「輪」が「輪」になっていた二つの誤りがあったこと、また、卓上タイプについては③「三ノ輪」の「輪」になっていた誤りがあったことによるものである。</p> <p>カレンダーが納品されるまでには、部の責任校正で文字校正を2回、色校正を2回行い、受託業者の責任校正で曜日、日付等の校正を行っているにもかかわらず、誤りが是正されなかったことは、部及び受託業者の校正が適切でない。</p> <p>また、納品の際には、印刷物が仕様書等に沿って適正に作成されているかを検査しているにもかかわらず、誤りが発見できず検査を合格としていることは、印刷契約における完了検査が適切でない。</p>	<p>文字校正の際に、解説記事部分及び日付について二人1組での読み合わせを3組に増やした。</p> <p>また、元資料との突合や文字校正の際には、新たに作成したチェックリストを活用するとともに、漢字の誤字の見落としを防ぐため、電話や口頭で漢字を伝える要領で読み合わせを行うなどチェック体制の強化を図った。</p> <p>さらに、校正原稿のチェック終了後、チェック原稿に確認者の押印欄を新たに設け、校正責任を明確にした。</p> <p>なお、平成27年8月7日、総務部長から各部長に対して再発防止を指示した。</p>
92	交通局	依頼工事を計画的・効率的に施行すべきもの	<p>局では、平成25年度を初年度とした3か年の経営のあり方と、それを実現していくための具体的な取組を示した経営計画2013を策定している。</p> <p>この経営計画の中で、電車部は、計画期間における具体的な取組の一つに、「駅におけるお客様への案内の充実」として、改札窓口に都営地下鉄の全列車の運行状況がわかる駅係員用の運行情報端末（T I D）を平成25年度に浅草線・三田線へ、平成26年度に新宿線・大江戸線へ配備することを挙げている。</p> <p>T I Dの端末機器については電車部が自ら購入しているが、通信設備については、依頼工事として、電車部が車両電気部へ工事を依頼している。</p> <p>そこで、大江戸線のT I D通信設備の施工に係る契約の状況について見たところ、合理的な理由がないまま8つの工事に分割して発注しており、工事が計画的に行われておらず非効率となっていた。</p>	<p>平成27年度から、信号通信関係工事等の進捗表を用いて進捗管理を強化することとした。</p> <p>これにより工事の施行に係る調査・契約・工事の期間を考慮して計画的・効率的に発注を行うように改善した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
93	交通局	契約の相手方に対し契約内容を遵守するよう指導すべきもの	<p>車両電気部は、車両検修場（地下車庫）常駐巡回警備業務委託を J と契約（契約金額：5,378万4,000円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）している。</p> <p>この契約における警備員の資格について見たところ、AEDの使用に関する一定の講習（普通救命講習（自動体外式除細動器業務）又は上級救命講習）を受講し、認定証の交付を受けていること、あるいは、契約時に上記資格のない者は、速やかに取得することとしている。</p> <p>しかしながら、警備員として名簿に登録している5名のうち2名は、認定証の交付を受けておらず、3名についても、契約後9か月経過してから認定証の交付を受けていた。</p>	<p>平成27年度の契約では、契約の相手方に対し、警備員が認定証の交付を受けていない場合は、速やかに交付を受けるよう業務着手前に指導し、受講計画及び受講報告を提出させて、契約内容を遵守していることを確認した。</p> <p>また、常駐巡回警備業務で契約実績のある警備業者が、警備員に対するAEDの使用に関する一定の講習の受講を進めていることから、平成28年度の契約より、契約時に警備員がAEDの使用に関する一定の講習を受講し、認定証の交付を受けていることを条件として発注を行う。</p>
94	交通局	監督及び検査を適正に行うべきもの	<p>東京都交通局契約事務規程（昭和39年交通局規程第15号。以下「規程」という。）第62条の2、第62条の3及び第62条の4では、工事等の請負契約の適正な履行を確保するため、契約の履行について、立会い、指示、工程の管理等の方法により、所属長が所属職員に監督を行うことを命ずるよう定めている。</p> <p>また、規程第63条では、工事等の請負契約等について、工事等の適正な履行の確保をするため必要な検査を行うこととしており、規程第62条の6では、監督員の職務は、特別の必要がある場合を除き、検査員職務と兼ねることができないと定めている。</p> <p>しかしながら、大島乗務管理所、清澄乗務管理所及び江東自動車営業所の工事について見たところ、特別の必要がないにもかかわらず監督員の職務と検査員の職務を同一の者が行っており、又は工事完了検査証に検査員の記名押印がないまま検査員の判定を合格としている事例が認められた。</p>	<p>電車部では、平成27年6月1日付事務連絡により、監督者と検査員が同一の者とならないよう部内全事業所に対し、指導徹底を図った。</p> <p>また、平成27年7月17日の事業所長契約に関する研修においても、監督者と検査員が同一の者とならないよう指導を行い、周知徹底を図った。</p> <p>自動車部では、平成27年6月8日実施の「副所長・庶務主任合同会議」において担当者へ、同月9日実施の「所長会議」において所属長への周知を行った。</p> <p>なお、平成27年8月7日、総務部長から各部長に対して、再発防止を指示した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
95	水道局	委託契約を適切に行うべきもの	<p>東部第二支所は、漏水の原因を早急に究明するため、「低周波法」の特許を有するA（以下「受託者」という。）と伊興線漏水調査委託（契約期間：平成26.6.13～平成26.7.28、契約金額：224万1,000円。以下「当初契約」という。）を締結した。</p> <p>受託者は、漏水調査の結果、「低周波法」が漏水の大小、埋設の深さなどの制約を受けにくく、高い精度実績を有する漏水調査技術であると総評した上で、配水管の埋設配水部における漏水箇所を全1か所として報告している。</p> <p>所は、この報告を受け、配水管の漏水修理工事を施工したが、他にも漏水箇所があることを確認した。</p> <p>そこで、所は、再度、受託者と低周波法による伊興線漏水調査委託（その2）（契約期間：平成26.9.5～平成26.11.20、契約金額：248万4,000円。以下「その2契約」という。）を締結し、調査を行わせた。</p> <p>この結果、空気弁に漏水箇所があるとの報告を受け、空気弁取替工事を施工し、伊興線の漏水が全て解消されたことを確認した。</p> <p>しかしながら、その2契約は、当初契約と同様の手法（低周波法）を用いて漏水箇所（空気弁）を捕捉していることや、調査報告書からは、当初契約に基づく調査により空気弁からの漏水を発見できなかった特段の事由は明らかでないことから、当初契約の調査結果に瑕疵があった可能性も否定できない。</p> <p>これは、所が、低周波法による調査精度を踏まえた上で、仕様書に①調査データ等、調査が適切に行われたかを判別しうる報告事項、②調査対象範囲の全ての漏水箇所を特定ができなかった場合の対応等を定めていないことによるものであり、適切でない。</p>	<p>東部第二支所では、平成27年2月9日に課内係長連絡会を開催し、今回の監査を踏まえた内容を調査委託契約の仕様書等に明記することと、調査ごとに適切に履行されたか判断しうる報告書を受注者に作成させることを周知徹底した。</p> <p>また、給水部は、平成27年3月11日に開催した給水部系列維持係長会で調査委託契約時の仕様書作成における留意事項等を説明し、再発防止に向けた注意喚起を行った。</p> <p>さらに、平成27年8月26日付文書「調査委託契約に係る事務の適切な処理について（通知）」にて調査委託契約の仕様書記載例を作成し、各支所配水課及び給水課に通知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
96	水道局	完了検査を適正に行うべきもの	<p>給水部は、「水道緊急工事（漏水修理工事）請負単価契約」を65者と締結し、各支所はその契約により、所管内の漏水修理等の工事を行わせている。</p> <p>東部第二支所で、単価契約工事で発注した案件について見たところ、以下の適正でない状況が認められた。</p> <p>① 受注者から提出された工事施行確認願を工事記録写真と照合したところ、交通保安工について、工事施行確認願に記載された交通誘導員の数が、実際に配置した数よりも過大に計上、又は交通誘導員を配置しているにもかかわらず計上漏れのまま支所では検査完了として支払を行っていた。</p> <p>② 測量成果簿の作成を含む測量基準点復元工について、受注者から提出された測量成果簿の工事記録写真は平成26年7月10日となっているにもかかわらず、平成26年7月7日に受注者から工事施行確認願が提出され、支所はそれを平成26年7月8日に検査完了として支払を行っていた。</p>	<p>東部第二支所では、工事施行確認願の検収について、平成27年2月13日及び同年4月16日に、係員に対し、工事施行確認願、工事記録写真帳、道路使用許可証を必ず同時につき合わせて確認するよう指導した。</p> <p>また、受注者に対しては、平成27年3月3日及び同年4月16日に東部第二支所で開催した安全管理会議の中で、工事施行確認願、工事記録写真等関係書類を提出する前に同時につき合わせて確認するよう指導した。</p> <p>さらに、チェックリストを作成し、交通誘導員数や工事施行確認願の提出日の整合などを、監督員及び検査員が確認することとした。</p> <p>なお、本工事契約に係る過払い分の返還及び追加支払の処理は、平成27年3月に終了している。</p>
97	水道局	許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの	<p>工事において道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に基づく道路使用許可が必要な場合、支所は単価契約工事の受注者に所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出させている。</p> <p>道路使用許可申請に当たっては、申請書のほか交通誘導員の配置を記載した平面図を添付しており、これらを含めた条件に従うこととして所轄警察署長から許可証が交付されている。</p> <p>しかしながら、東部第二支所の単価契約工事で、受注者から提出されている道路許可証と交通誘導員の配置状況を確認したところ、許可証の条件として添付されている交通誘導員の配置より実際の配置数が過少となっている案件が認められ、これらは許可条件違反であり適正でない。</p>	<p>東部第二支所では、平成27年2月13日及び同年4月16日に、係員に対し、今後は、道路使用許可申請前に、交通誘導員の配置について、受注者とその人数、配置箇所の確認の打合せを行うこと、工事施行確認願、工事記録写真帳及び道路使用許可証を同時につき合わせて確認すること、工事監督時に行っている道路使用許可証と現場での交通誘導員の配置を確認することを徹底するよう指導した。</p> <p>受注者に対しては、平成27年3月3日に開催した会議で、道路使用許可申請についての厳守と内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続を行うことを口頭指導し、平成27年3月4日付事務連絡にて通知した。</p> <p>また、平成27年4月16日に開催した会議で改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、工事記録写真帳、道路使用許可書の交通誘導員数について、チェックリストを作成し、監督員及び検査員が確認することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
98	水道局	インフレ スライド条 項による契 約変更を適 正に行うべ きもの	<p>局は、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、平成26年2月1日が工期にある工事を対象に、工事請負契約書第24条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の規定により受注者から請求があった場合、契約金額の変更を行うとしている。当該変更額（以下「スライド額」という。）は、基準日（請求日と同日にすることが基本）とした日以降の残工事について、変動後の賃金等を反映させ、所定の式により算出している。</p> <p>しかしながら、立川給水管理事務所が締結し、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）に監理業務を行わせている工事について見たところ、スライド額の算出を誤ったことにより、10万8,000円過大となっており、適正でない。</p>	<p>インフレスライド条項による契約変更の適正な事務処理について、所内職員に対して、適正な事務処理の実施とチェック体制の強化を行うよう文書にて周知徹底するとともに、TSSに対して、確実な業務執行を進めるよう文書により指導を行った。</p> <p>現行の事務処理については、所及びTSSにおいてダブルチェックを確実に言い適正処理に努めている。</p>
99	水道局	工事請負 契約に係る 事務を適正 に行うべき もの	<p>南部支所において工事関係書類を見たところ、監査日（平成27.1.27）現在、工期の終期から1か月以上経過しているにもかかわらず、賃金水準等の変動による契約変更手続を終えていない事例が認められた。</p> <p>しかしながら、契約変更手続は工期末までに行うこととなっており、工期を越えて手続を終えていないことは、適正でない。</p> <p>工事については、既に経理部の検査所管課において完了検査が行われ、検査合格とする検査調書が作成されているものの、所は、契約変更手続が終わっていないことから、受注者に検査調書を送付していない。このことにより、受注者は、完了検査に合格していながら契約代金の請求を行うことができない状況となっている。</p>	<p>南部支所では、工事請負契約に係る事務処理を含めた工程管理を徹底していくため、設計変更などの事務処理に必要な資料の提出が遅れている場合は、受注者に対し指示書を交付することを監督員に周知徹底した。</p> <p>さらに、工事完了日の1か月前には課長代理が各監督員に進捗状況を確認し、課長に報告することで、契約変更事務の適正な処理を確認している。</p> <p>給水部では、平成27年4月16日開催の給水部配水課系列の工事係長会において、各支所の課長代理（工事係長及び工事指導担当）に対し、工事の進捗管理の徹底と事務処理の適正な処理を指示した。</p> <p>なお、本件工事契約については平成27年3月3日に代金の支払処理を完了している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
100	水道局	衛生管理に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>長沢浄水場及び砧浄水場において、監視制御設備等保守業務委託契約に定める衛生管理（標準仕様書）に係る事務手続を見たところ、適切な衛生管理を行う上で、提出された検査結果通知書と主要業務従事者一覧表とを確認する必要があるが、通知書記載の一部の者の氏名等が一覧表には記載されておらず、事務手続に適正を欠く状況が認められた。</p>	<p>長沢浄水場では、平成27年3月5日、砧浄水場では、同月20日の技術係会で、健康診断（細菌検査）を実施する業務従事者は全て主要業務従事者一覧表に記載させることを、職員に周知徹底した。</p> <p>また、浄水部では、平成27年4月に水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書が一部改定されたことを踏まえ、適正な衛生管理に係る事務手続及び取り扱いについて、同年6月19日に関係課長代理が出席した会議等で周知徹底した。</p>
101	水道局	衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図るべきもの	<p>建設部は、標準仕様書で衛生管理に係る事務手続を定めているが、業務計画書に添付する主要業務従事者一覧表は、主要業務従事者に加えて検査対象者に該当する業務従事者全員の氏名等が記載されるだけで、検査の要否等が記載されていないため、一覧表からは検査対象者が特定できないなど検査結果通知書の確認に必要十分なものとなっていない。</p> <p>また、直接水に触れる作業をする者の衛生管理について、各作業の作業従事者又は作業開始時期が異なるなどの事由により検査対象者及び検査時期が一樣でない場合、その検査対象者及び検査時期の把握や確認のための事務手続が定められていない。</p> <p>このように、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が容易には行えない状況となっている。</p>	<p>平成27年4月に水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書を一部改定し、細菌検査対象者について様式に記載欄を新たに設けるなど、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が確実に見えるように見直した。</p> <p>また、標準仕様書の一部改定については、平成27年3月30日に関係部（所）に通知するとともに、同年9月2日、9日及び15日に開催した技術向上説明会で周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
102	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	履行状況の検証結果を業務的に確実に反映すべきもの	<p>中部ほか5下水道事務所及び森ヶ崎水再生センターは、水再生センター等を適正に保全管理することにより、故障等の未然防止及び早期対応を図り、水再生センターの水処理機能等を正常に維持することを目的として、都の監理団体である東京都下水道サービス株式会社(以下「会社」という。)と、「水再生センター保全管理業務委託」契約を締結している。</p> <p>この契約において、1件250万円までの簡易な修繕又は修理は会社が行うこととされている。</p> <p>そこで、この契約の履行状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 中部下水道事務所所管の芝浦水再生センターでは、</p> <p>① 消防用設備について、平成24年7月に、会社が再委託した専門業者から、法定性能試験(連結送水管の耐圧試験)が必要である旨の報告があったにもかかわらず、監査日(平成27. 1. 19)現在、会社は、法定性能試験を実施しておらず、また、会社に対して改善を指示していない</p> <p>② 自動火災報知設備の不具合について、監査日(平成27. 1. 19)現在、改善しておらず、故障した機器の電源を切ったまま施設を運転している</p> <p>③ 現状と業務月報の記載内容に相違がある</p> <p>など、会社は点検結果に基づき速やかに改善を行っておらず、また、所は、会社からの報告書について確認・分析を十分に行っていないことから、適切な対応がなされていない。</p> <p>イ 西部第一下水道事務所では、落合水再生センターの水処理設備(沈殿池等)の開口部覆蓋部分及び手すり等について、危険度A(立入禁止措置及び直ちに改善するもの)の報告があり、所が速やかに改善すべきであるにもかかわらず、監査日(平成27. 1. 26)現在、所は立入禁止措置をしているものの、改善が行われないうまま1年以上経過し、故障度合が増しているなど、故障等の早期対応が図られていない。</p>	<p>アについて</p> <p>① 事務棟の連結送水管について、平成27年1月29日に法定性能試験を実施した。</p> <p>② 自動火災報知設備について、不具合に対応の上、平成27年1月21日に電源を復旧した。</p> <p>③ 業務月報の記載について、局は、会社に対して、状況を適切に記載するように指導を行った。</p> <p>イについて</p> <p>危険度Aの「水処理設備(沈殿池等)の開口部覆蓋部分及び手すり等」については、平成27年7月10日までに改善した。</p> <p>会社は、再発防止のため、平成27年4月17日に臨時事業所長会を開催し、消防用設備について、各事業所で年次点検計画表を作成し管理するとともに、機器故障等について、故障発生から復旧までの進行管理を異常機器一覧表により行うこと、業務月報の記載については、各月における進捗状況を適切に記載することを関係者宛てに周知徹底を図った。</p> <p>局は、再発防止のため、平成27年2月18日に保全担当係長会、同年4月30日に(ポンプ)施設課長・センター長会を開催し、会社からの報告書について、正・副担当者におけるダブルチェックを行うとともに、報告書の決裁時に業務主管課長等が内容を確認するなどチェック体制の強化について、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
103	下水道局	受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの	<p>中部ほか5下水道事務所及び森ヶ崎水再生センター（以下「各事業所」という。）は、都の監理団体である東京都下水道サービス株式会社（以下「会社」という。）と、「水再生センター保全管理業務委託」契約を締結している。</p> <p>この契約の特記仕様書では、会社は、水処理施設等における点検計画及び点検結果を、局が所有する機器保全データ管理設備（Hozen Mobile System。以下「HOMS」という。）に入力するとされている。このため、各事業所は、受託者から借用書を徴した上で、HOMSの機器一式（以下「当該機器」という。）を貸与している。</p> <p>そこで、当該機器の管理状況について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>ア 各事業所が締結している本契約の特記仕様書には、受託者は、HOMSに点検計画等を入力するとされているにもかかわらず、局が業務履行のため受託者に無償支給又は貸与するものとして、当該機器が記載されておらず、適切でない。</p> <p>イ 東部第二下水道事務所において、同所所管の3水再生センター（中川水再生センター、小菅水再生センター、葛西水再生センター）の当該機器に係る固定資産台帳及び借用書を見たところ、</p> <p>① 固定資産台帳については、3センターとも携帯端末の台数が記載されていないなど、機器構成の内訳及び内容が明確でないことから、固定資産実地調査の際に数量等を照合できないこと</p> <p>② 借用書については、小菅、葛西両センターにおいて携帯端末の台数が記載されていないなど、借用している機器の内訳が明確でないこと</p> <p>から、携帯端末の亡失を防止するという観点からも、固定資産の管理として適切でない。</p>	<p>アについて</p> <p>施設管理部は、平成27年2月18日に保全担当係長会を開催し、当該機器を無償貸与することについて、特記仕様書の記載例を示し各所を指導した。</p> <p>イについて</p> <p>東部第二下水道事務所は、当該機器について実地調査により数量確認を行うとともに、固定資産台帳に機器構成内訳の記載を行った。</p> <p>また、受託者から機器の内訳及び内容を記載した借用書を徴し、機器の管理について徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
104	下水道局	承認工事に要する費用を適正に徴収すべきもの	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合は、公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと（以下「承認工事」という。）となっている。</p> <p>承認工事について下水道局長の承認決定があったときは、管轄する各下水道事務所は、承認工事に要する費用のうち、道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費（以下「道路掘削復旧関連費」という。）を承認工事申請者より事前徴収し、納入を確認した後に承認工事決定通知書を交付することとしている。</p> <p>しかしながら、西部第二下水道事務所における道路掘削復旧関連費について見たところ、承認工事決定通知書交付後に請求しているものが15件あった。</p>	<p>平成27年2月2日付事務連絡「道路掘削復旧工事監督事務費の事前徴収について（通知）」により、承認工事における道路掘削復旧関連費については、承認工事申請者より事前徴収するよう、関係職員宛てに周知徹底を図った。</p>
105	下水道局	協定工事負担金の算定を適正に行うべきもの	<p>下水道局と建設局は、道路整備事業に伴う道路排水工事と下水道工事の費用負担等について定めており、年度ごとに実施計画及び費用負担の協議と実施協議を行っている。</p> <p>ところで、南部下水道事務所では、実施協議に基づき、放射17号線道路整備事業に伴う管きょ改良工事を施工し、建設局第二建設事務所長宛てに道路排水工事に係る工事負担金を請求している。</p> <p>この工事負担金の算定内容を見たところ、契約額ではなく積算額を工事費として負担金を算定したため、473万483円過大に請求を行っていた。</p>	<p>工事負担金については、平成27年3月13日に建設局に対し返戻の申入れを行い、同月20日に精算を行った。</p> <p>また、再発防止のために負担費計算書の様式の改善を行った。</p> <p>なお、平成27年2月25日に建設部が下水道事務所の建設部門担当職員を対象とした説明会を実施し、職員への周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
106	下水道局	雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「豪雨対策下水道緊急プラン」（平成25年12月）などにより、下水道事業における浸水対策の充実・強化を図っており、各下水道事務所は、浸水対策用の雨水貯留施設の維持管理を行っている。</p> <p>そこで、中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所における雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について見たところ、両所において、以下のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>① 雨水貯留施設の積算については、「施設管理委託積算基準」（平成25年1月。以下「新基準」という。）に基づき行うべきところ、改定前の「施設管理委託積算基準」（平成13年1月。以下「旧基準」という。）により行っている。</p> <p>② 旧基準での積算についても、日勤責任者について、基準では技術員とされているところ、対象施設が高度な資格を要するとして、上位職の技師で計上しているにもかかわらず、仕様書に求める資格を記載していないことなどから、これが担保されていない事例や、委託ごとに現場管理者又は主任技術者を計上すべきところ、これを行っていない事例がある。</p>	<p>中部下水道事務所は、平成27年3月4日付事務連絡「雨水貯留施設の保守点検業務委託の適正な積算について」により、新基準の適用等について、関係職員宛てに周知するとともに、同月5日に設計担当者会議を開催し、新基準の適用、特記仕様書の記載内容、設計・積算に関するチェック体制の強化について周知徹底を図った。</p> <p>西部第一下水道事務所は、平成27年2月25日付事務連絡「雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について」により新基準の適用等について、関係職員宛てに周知するとともに、同月26日に設計担当者会議を開催し、新基準の適用や設計・積算に関するチェック体制の強化について周知徹底を図った。</p> <p>なお、本件については、平成27年2月13日に、施設管理部が、全事務所を対象とした関係者会議を開催し、関係職員宛てに周知徹底を図った。</p>
107	下水道局	薬品の管理を適正に行うべきもの	<p>水再生センターは、家庭や工場から排出された汚水を処理した上で河川や海に放流しているが、放流に当たっては事前に水質試験を実施し、各放流水基準に適合しているか検査を行っている。水質試験では、劇物である硫酸、硫酸銅（Ⅱ）五水和物等の薬品が使用されている。</p> <p>これらの薬品を安全かつ適正に管理するため、局は、薬品使用の際には、定められた管理簿に使用年月日、使用量及び残量等を記入することとし、管理責任者である水再生センター長が、月1回、全ての管理簿を確認し、所定の様式に押印することとしている。</p> <p>しかしながら、流域下水道本部技術部が所管する多摩川上流水再生センターの薬品管理状況を見たところ、一部の薬品について管理簿に記載漏れがあるが、管理責任者は全ての管理簿を確認したとして、「薬品管理・使用確認票（様式5）」に押印していた。</p>	<p>平成27年2月5日付事務連絡により、薬品の管理について「水質試験に係る薬品等の管理要領」に基づき、使用の都度の残量の記帳や確認等を適切に実施するよう、関係職員に周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
108	教育庁	就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの	<p>就学支援金の支給には、所得制限基準があり、保護者等の区市町村民税所得割額が30万4,200円以上である場合、支給の対象とならない。このため、就学支援金の受給を希望する者は、受給資格認定申請書兼収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校に対して申請をし、学校は、提出された書類により受給資格の有無を審査する。</p> <p>鷺宮高等学校及び八王子拓真高等学校における就学支援金の認定に係る事務について見たところ、年度の異なる課税証明書に基づき審査をし、就学支援金の認定及び支給を行っている事例が各1件あった。</p>	<p>鷺宮高等学校においては平成27年5月25日に、八王子拓真高等学校においては平成27年5月29日に、該当する生徒の保護者から本来あるべき年度(平成25年度)の課税証明書の提出を受け、改めて審査を行い就学支援金の受給資格を認定した。</p> <p>今回の定例監査の結果を受けて、学校における就学支援金の認定に係る審査については、複数職員での書類のチェックを徹底するなど、より慎重に精査し、適正な認定事務を行っている。</p> <p>特に、新たな年度の課税証明書が出始める6月前後の申請については、年度の誤りが起きやすいと考えられるため、十分な注意を払っている。</p>
109	教育庁	会計事務規則に則り適正に会計処理を行うべきもの	<p>橘高等学校において実業意欲向上プログラムによる生産品の販売状況を見たところ、全日制文化祭における販売収入について、文化祭(平成26年10月24日及び25日)終了後、直ちに調定を行い払込みすべきところ、文化祭閉祭式を除き7開校日目に収納金日計表を作成し、収入計上を行っていた。</p>	<p>橘高等学校は、平成27年6月23日に「ものづくり担当者会議」を開催し、校長から文化祭の適正な会計処理について、担当教員へ周知するとともに、翌24日職員会議において、全教職員に対して会計処理の指導を徹底するよう周知した。</p> <p>なお、平成27年9月9日の職員会議においても会計事務規則に則り、会計処理を適正に実施することを、再度教職員へ周知し、今年度は文化祭終了後、速やかに収納する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
110	教育庁	次年度のプログラムへ向けた分析を行うよう各学校を指導すべきもの	<p>都立A高等学校における実業意欲向上プログラムの生産、販売の状況を確認したところ、文化祭で販売した20品目のうち、8品目が5割以上売れ残っている状況が認められた。</p> <p>本件プログラムの目的が、ものづくりから販売までを実践し、経済活動を実感するプログラムであること、また、本件プログラムに参加する学校は、生徒がものづくりや商業活動を進路の重要な選択肢と考える学校が多いことから、販売後の残数が多い品目については、品質、価格設定、品目の選定等に原因はないか分析し、次年度のプログラムにフィードバックさせていく必要がある。</p> <p>しかしながら、都立学校教育部が各学校に提出を求めている実績報告書には、品目別の売上個数と単価及び売上金額等、当該予算の執行状況に関する項目は記載されているが、生産数量、販売後の残数に関する項目が含まれていないため、学校に対する必要な指導ができない状況にあった。</p>	<p>都立学校教育部は、学校の販売状況を的確に把握できるよう「生産品販売実績報告書」の様式を見直した。</p> <p>また、各学校に対しては、平成27年9月18日に様式変更について通知し、「生産品販売実績報告書」の内容に基づき実施状況を分析し、次年度のプログラムにフィードバックさせて作成するよう周知した。</p>
111	教育庁	契約書に発注の仕組みを定めるべきもの	<p>都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約(契約期間:平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額:18億7,649万604円)を締結している。</p> <p>本契約は、都立学校241施設分の修繕工事を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払までの事務処理を包括的に公社に委託しているものである。</p> <p>各学校からの修繕の依頼は、緊急の場合には学校から直接、そうでない場合には各学校を管轄する学校経営支援センターを通じて、それぞれ公社に修繕依頼書を送付して行っている。</p> <p>ところで、都立学校教育部は、修繕については、各学校経営支援センターが一旦公社に修繕依頼書を送ったのち、公社が工事店を指定して見積もりを徴取し、各学校経営支援センターは見積額を確認してから、電話で公社に発注する手順を経ることとしており、各学校経営支援センターに周知している。</p> <p>しかしながら、本契約の契約書、仕様書及び管理業務仕様書には、中部学校経営支援センター又は学校は、修繕依頼書を公社に送付することで修繕を依頼し、公社は受付後、速やかに着手するものとされており、修繕依頼書受付後における見積書の徴取や見積額の確認・発注について定めがない。</p>	<p>都立学校教育部は、平成28年度の契約に向けて、管理業務仕様書に「見積依頼の受付及び確認・着手」を定め、見積書の徴取について明確にした。</p> <p>また、文書による発注について管理業務仕様書に定めるとともに、東京都立学校修繕依頼書に「見積依頼日」及び「修繕依頼日」欄を設け、発注について明確となるように様式変更を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
112	教育庁	修繕完了日を定めた上で修繕依頼を行えるよう契約内容を変更すべきもの	<p>都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：18億7,649万604円）を締結している。</p> <p>本契約は、都立学校241施設分の修繕工事を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払までの事務処理を包括的に公社に委託しているものである。</p> <p>ところで、八王子特別支援学校が依頼した修繕について見たところ、修繕内容に比して工事期間が長くなっている事例が認められた。</p> <p>これは、修繕依頼書による依頼に当たり、修繕完了日を記載しない様式となっており、修繕内容及び修繕完了日を定めた上でそれを履行できる業者を指定する仕組みとなっていないことによるものである。</p>	<p>都立学校教育部は、平成28年度の契約に向けて、特記仕様書に修繕完了日に関する定めを記載し、それを履行できる業者を指定する仕組みとした。</p>
113	教育庁	発注内容を文書により明確にした上で完了検査を行うよう契約内容を変更すべきもの	<p>都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：18億7,649万604円）を締結している。</p> <p>各学校からの修繕の依頼は、緊急の場合には学校から直接、そうでない場合には各学校を管轄する学校経営支援センターを通じて、それぞれ公社に修繕依頼書を送付して行っている。</p> <p>ところで、小平特別支援学校は、校庭の遊具の安全点検を行ったところ、修繕を要するとして、西部学校経営支援センターを通じて、公社に修繕依頼を行っている。</p> <p>この修繕依頼書では、ブランコ、滑り台について、支障箇所の修繕に加え、一部の塗装を指示しているが、実際には塗装が行われなかった。</p> <p>一般に、完了検査は、契約内容を示す設計図書に基づき行うべきところであるが、維持管理事務委託契約においては、設計図書がないため、発注した修繕の内容が明らかでなく、完了検査としては、工事店が公社に提出する工事写真と工事内訳を公社が突合しているのみとなっており、学校及びセンターでは、修繕依頼書のとおり修繕等が行われているか確認していなかった。</p> <p>都立学校教育部は、発注した修繕の内容が明確となるよう発注の方法や書式を定めるとともに、発注内容に基づく完了検査を行えるよう契約内容を変更する必要がある。</p>	<p>学校現場における事情（授業等により十分な工期が確保できない等）により、緊急性の度合いに応じて、修繕内容を変更する必要があるため、平成28年度の契約に向けて、東京都立学校修繕依頼書に「修繕内容の変更」欄を設け、修繕内容が明確となるよう様式変更を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
114	教育庁	定型的な維持業務について業務を行う業者に直接発注すべきもの	<p>福利厚生部は東京都教職員住宅の補修及びその跡地の維持管理業務を行わせるため、「平成26年度東京都教職員住宅補修業務契約」（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、限度額761万4,961円）を、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、職員住宅の補修及び施設管理、住宅跡地の維持管理について、発注、施行、履行確認までを公社に行わせるものである。</p> <p>そこで、平成26年度における教職員住宅の補修業務等について見たところ、指示している業務42件のうち、定期巡回や設備点検など定型的な維持業務が16件となっていた。</p> <p>定型的な維持業務は実施する内容と時期があらかじめ定まっていることから、補修業務等に速やかに対応するために締結しているこの契約により実施する必要が認められない。</p>	<p>福利厚生部は、住宅に関する定型的な維持業務（定期巡回点検、消防設備等定期点検及び受水槽等清掃）については、業務を実施する業者に直接発注することとし、平成28年度の契約に向けて契約書と仕様書の内容を変更した。</p>
115	教育庁	補修等に係る公社の実績報告の内容について確認すべきもの	<p>福利厚生部は東京都教職員住宅の補修及びその跡地の維持管理業務を行わせるため、「平成26年度東京都教職員住宅補修業務契約」（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、限度額761万4,961円）を、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、職員住宅の補修及び施設管理、住宅跡地の維持管理について、発注、施行、履行確認までを公社に行わせるものである。</p> <p>ところで、部は、平成26年度の業務の終了後、公社から補修及び維持業務について実績報告書及び精算書の提出を受け、額の確定を行っている。</p> <p>そこで、補修依頼等の実績金額の適正性を確認しようとしたところ、部は公社から補修業務の単価表を徴しておらず、公社が報告した修繕及び維持業務の実績金額が適正なものとなっているか確認できない状態となっていた。</p>	<p>福利厚生部は、公社から平成27年6月17日に補修業務の単価表を徴した。その後、平成27年7月15日に公社から届いた6月分の実施状況報告書を確認する際に公社の精算額が業務の内容に応じた額かどうか単価表を基に点検し改善を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
116	教育庁	仕様書を適切に作成し、積算を適正に行い、履行確認を適正に行うべきものの	<p>東部学校経営支援センターは、建物清掃委託の名称により、学校内の日常的な清掃、除草、簡易な修繕等の業務について委託契約を締結している。</p> <p>このうち都立橘高等学校建物清掃委託契約を見たところ、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① 入札時には、仕様書に剪定・除草等の全体面積、総本数、作業内容等を示しているが、樹木等の種類及び種別の本数や植栽の配置、除草等を要する部分の面積等を示していない。</p> <p>② 仕様書において、年次業務の一つとして、低木の剪定作業を毎月実施することと定めている。通常、樹種によって適切な剪定時期があり毎月剪定を行う必要はないことから、仕様書において適切に指示すべきところ、これを行っていない。</p> <p>③ 月間作業報告書が業務報告書と整合しておらず、センター及び学校の書類確認が不十分である。</p> <p>④ 月間作業報告書を12か月分見ると、除草・低木剪定のみが行われており、草刈りは一度も行われていない。</p> <p>⑤ 除草、草刈りの対象について確認したところ、雑草を根から抜き、一方で刈高5センチに維持するという矛盾した内容を同一の作業場所において指示している。</p> <p>⑥ 学校の運動場（4, 144㎡）等において刈高を指定して整えるほど繁茂する状況は、通常では考えにくく、毎月草刈りを行うという仕様内容は適切ではない。</p> <p>⑦ ②④⑥により、仕様書記載の業務内容よりも実際の業務量は少ないと考えられ、積算が過大となっていることは適正でない。</p>	<p>東部学校経営支援センターは、①について、平成28年度の契約に向けて、低木の配置や樹種の確認できる図面を仕様書に加えた。</p> <p>②について、平成28年度の契約に向けて、定例的な剪定を行う月を実施月として指定し、剪定月数を年間5か月とした。</p> <p>③④について、受託者提出の書類の確認・検査を確実にを行うように学校担当者、学校検査員に指導を行うとともに、平成27年度7月分までの月間作業報告書について確認作業を行った。その結果、適正に記載・報告されている状況を確認した。同時に、学校から提出された書類について、センターで正副担当等によるダブルチェックを行う体制を組んだ。</p> <p>⑤⑥について、平成28年度の契約に向けて、仕様書の年次業務明細に草刈又は除草を行う場所と対象面積を記載するとともに、それぞれの作業内容・時間帯等を把握できるように記載内容を改めた。</p> <p>⑦について、積算が過大であるとの疑念が生じる余地のないように、平成28年度の契約に向けて、仕様書の年次業務明細に各業務の内容と作業量等を明確に記載した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
117	教育庁	農場管理委託契約を適正に行うべきもの	<p>西部学校経営支援センターは、瑞穂農芸高等学校が所有する農場の管理業務を委託することを目的として、農場管理委託契約を締結している。この契約は、農場管理業務全てを委託するものではなく、教員及び生徒が実習として行う作業以外に必要なとなる農場管理業務を委託するものである。</p> <p>業務委託においては、受託者が委託者から独立して業務を遂行する必要があるため、実際の業務において委託者が受託者の業務従事者に直接指示を行ってはならないこととされている。</p> <p>したがって、適正な業務委託契約を締結するためには、仕様書において具体的な業務内容を定めるとともに、あらかじめ業務責任者及び業務責任者との業務内容に関する調整方法を定めておく必要がある。</p> <p>しかしながら、この契約の仕様書について見たところ、業務責任者の定め、業務責任者との業務内容に関する調整方法についての記載がないなどの状況が認められた。</p>	<p>西部学校経営支援センターは、平成28年度の契約に向けて、業務責任者との業務内容に関する調整方法等、仕様書の記載が不十分であった項目について、瑞穂農芸高校と調整して、記載を改善させたものを作成した。その結果、平成28年度からは、天候や実習の進捗等、委託者の状況に応じた個別具体的な対応についても、委託業務を適正に履行することができる。</p>
118	教育庁	契約手続を適切に行うべきもの	<p>青梅総合高等学校は、文化祭の周知及び来場者への案内配布を目的として文化祭ポスター外2点の印刷契約を、文化祭や各種学校説明会での学校案内配布を目的として学校案内パンフレット（定時制）の印刷契約をそれぞれEと締結している。</p> <p>学校案内パンフレット（定時制）については、文化祭来場者への配布を行うことで大きな広報効果が期待できることから、例年文化祭前に作成しているため、両契約の契約時期は近接している。</p> <p>したがって、両契約は一括して契約することが可能であり、まとめることで予定金額が40万円以上となり校長の契約締結権限を超えることから、学校契約ではなくセンター契約として発注すべきものである。</p> <p>また、複数見積りにより契約相手方を決定することで競争性を確保することができることから、両契約を合理的な理由なく分割して発注していることは適切でない。</p>	<p>平成27年度の文化祭ポスター及びパンフレット、学校案内パンフレット（定時制）の印刷契約については、以下のとおり一括で契約手続を行った。</p> <p>件名：「文化祭ポスター外2点の印刷」</p> <p>予定金額：39万9,276円 契約金額：39万0,960円 契約年月日：平成27年7月8日 履行期限：平成27年8月12日</p> <p>今後は、担当教員を含め原稿提出締切日等、契約日程を早期に校内で共有化し、例年作成している印刷物について計画的かつ効率的に作成していく。</p> <p>また、学校契約とする場合は予定価格に応じ2者以上の者から見積りを徴取するなど関係規則に基づき、競争性を導入し適正に処理していく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
119	教育庁	契約を適切に行うとともに検査等を適正に行うべきもの	<p>墨東特別支援学校が締結した「のり付きパネル外の買入れ契約」（契約金額：36万8,150円、契約期間：平成27.3.11～平成27.3.28）について見たところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>① 教員からケーブル10本を含むのり付きパネルの購入依頼を受けた学校は、同内容で購入の意思決定を行っていた。</p> <p>しかしながら、学校が行った契約は、ケーブル16本等の購入であり、意思決定内容と相違する契約を締結している。</p> <p>② 実際に納品された物品のうち、ケーブルについては、契約内容と相違する10本であったにもかかわらず、ケーブル16本等の納品書を受け取り、検査員は、これを合格させていた。</p> <p>③ 学校は、請求内容が実際の納品と相違しているにもかかわらず、請求金額で支出決定を行っていた。</p> <p>④ 特別出納員は、支出関係書類について、内容を審査し、過誤等がある場合は、関係書類を学校へ返付しなければならない。</p> <p>しかしながら、一連の購入契約に関する書類が不整合であるにもかかわらず、特別出納員は、これを見落として支出行為を行った。</p>	<p>墨東特別支援学校は、契約の内訳と不一致となっていたケーブル6本について、平成27年9月8日に不足分を納品させた。</p> <p>また、今後は学校契約全般において、学校契約理由の確認をはじめ、検査員による検査や特別出納員が適正な支出行為を行うために確認する事項を盛り込んだチェックポイント表を作成し、適宜確認を行うこととした。</p> <p>チェックポイント表を活用し、各段階において複数人により確認を行うことで、適切な契約及び適正な検査等を実施している。</p>
120	教育庁	高所作業において受託者を適切に監督するよう指導すべきもの	<p>中部学校経営支援センターは、「都立総合芸術高等学校外2校屋上及び壁面緑化維持管理委託契約」（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：114万739円）を締結している。</p> <p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条によれば、事業者は、高さ2メートル以上の作業床の端で作業を行う場合（高所作業）には、囲い等を設けるか、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による危険防止の措置を講じなければならないとしている。</p> <p>しかしながら、本委託において2メートル以上の高さにある校舎屋上で実施されている屋上緑化に係る作業について、業務実施状況写真を確認したところ、安全対策を実施して作業を行っている写真は1枚もなかった。</p>	<p>中部学校経営支援センターから受託者に対して、労働安全衛生法等関連法令に基づいた作業を徹底すること及び高所作業の際には必ず安全対策を行っている状況写真を撮影し、委託完了届に添付する業務実施状況写真として提出することを指導した。</p> <p>また、センターは、各学校へ再度、作業開始前の打合せ時に必ず安全措置を講じるよう受託者に説明することを周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
121	教育庁	消防用設備について速やかに改善措置を講じるべきもの	<p>中部学校経営支援センターは、管轄する都立学校の消防用設備の定期点検の委託を数校ずつにまとめて契約している。定期点検は年2回実施され、結果報告書は、センターと点検を受けた学校の両方に提出される。</p> <p>石神井特別支援学校において、平成26年8月に行われた点検の結果報告書を見たところ、不備を指摘された項目について、監査日（平成27.5.21）現在においても改善を行っていない箇所があることが確認された。これらの箇所は、平成27年2月に行われた定期点検においても、不備を指摘されている。</p> <p>これは、学校がセンターに対して平成26年11月に指摘箇所についての修繕を依頼していたにもかかわらず、センターが改善に向けての処置を速やかに行っていなかったためである。</p> <p>消防用設備については、生徒の安全を確保するため、常に良好な状態を維持する必要がある。</p>	<p>平成27年2月の消防設備の定期点検でも不備を指摘された消火栓ホースについては、同年6月29日に取替えを完了し、防火扉については、同年7月31日に修繕が終了した。</p> <p>また、中部学校経営支援センターは、平成27年7月3日にライン幹部会を開催し、消防用設備定期点検により指摘のあった事項について迅速に修繕等の処置をとることを方針として改めて確認するとともに、同月6日に開催した課長代理会議において周知徹底した。</p>
122	教育庁	物品を適切に管理するとともに契約の履行確認を適正に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、災害時対応のため、平成20年度に1台、平成23年度に2台、合計3台の非常用自家発電機を全都立学校（都外に所在する都立学校を除く）に配備している。部は、年1回これらの発電機の保守点検を委託により実施している。</p> <p>この点検票を見たところ、町田の丘学園においては、発電機3台のうち2台しか点検が実施されていなかった。</p> <p>このことについて、部に確認したところ、点検実施日（平成27.3.10）において、学校は発電機1台を見つけることができず、業者は2台しか点検を実施できなかったこと、また、監査日（平成27.6.1）現在においても、当該発電機を見つけられていない状況にあることが認められた。</p> <p>東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）及び東京都物品管理要綱によると、①物品の亡失があった場合には、物品亡失報告書を局長に提出しなければならないとされているが、監査日現在、学校は、当該発電機を捜索中であることを理由にその措置をとっておらず、②備品は物品管理システムに登録し、毎年度定期的に照合をしなければならないが、監査日現在、学校は平成23年度に取得した2台の発電機の登録をしておらず、照合も行っていなかった。</p> <p>また、部は、当該委託契約に係る履行確認を十分に行わないまま支払をしていた。</p>	<p>町田の丘学園は、非常用自家発電機を施錠可能な保管庫に移動して管理することとした。紛失した非常用自家発電機に関し、複数回の捜索並びに異動者及び退職者を含めた全教職員への聞き取り調査を行ったが、結果として発見されず、平成27年8月3日付けで校長から物品亡失報告書が提出された。</p> <p>物品管理システムへの登録は平成27年6月24日に行った。</p> <p>また、物品照合は平成27年9月9日に完了した。</p> <p>都立学校教育部は、平成27年度の契約の履行確認に向けて、点検票の枚数が多量であることから、効率的かつ確実な履行確認を行うために、点検票の学校別の集計一覧表を作成した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
123	教育庁	都立学校公開講座の広報を適切に行うべきもの	<p>各都立学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」（以下「公開講座」という。）を実施している。</p> <p>地域教育支援部が定めた手引によれば、必須の広報として講座の内容を東京都教育委員会ホームページ及び学校のホームページへ掲載することとしており、任意の広報として「広報東京都」や区市町村広報への掲載、チラシやポスター等を近隣の公共施設に置いてもらうこと等が規定されている。</p> <p>しかしながら、豊島高等学校、練馬工業高等学校、世田谷泉高等学校、田柄高等学校、荒川商業高等学校において、公開講座の広報について見たところ、公開講座の内容を学校のホームページに掲載していなかったことが認められた。</p>	<p>豊島高校、練馬工業高校、世田谷泉高校、田柄高校、荒川商業高校は、それぞれ学校のホームページに平成27年度公開講座の内容を掲載した。</p>
124	教育庁	就学奨励費受給申請者に対し未納督促を行うべきもの	<p>都立学校教育部は、特別支援学校において障害のある幼児、児童及び生徒の就学を支援するため、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、通学費、校外活動費等といった保護者等が負担すべき教育関係費用の一部を就学奨励費として世帯収入等に応じた支給を行っている。</p> <p>この就学奨励費について見たところ、清瀬特別支援学校では、給食費が未納の保護者等のうち、就学奨励費の受給を申告している者に対しては、文書催告以外の督促を行っていることが認められず、そのうち1名については文書催告も行っていなかった。</p> <p>都立学校教育部は、各学校に対し、生活保護受給世帯等を除いては、学校徴収金の未納者が就学奨励費受給対象者として認定されるまでの間は、効果的な未納督促を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>清瀬特別支援学校は、就学奨励費の受給申告の有無にかかわらず、全ての学校徴収金の未納者に対し、文書催告以外にも電話連絡又は来校時の面談により督促を行うとともに、未納者全員分の個人別管理簿を作成し、督促の経過等を適切に記録することを徹底した。</p> <p>また、都立学校教育部は平成27年8月25日に開催した学校経営支援センター連絡協議会において、各学校経営支援センター向けに、都立学校における督促事務の処理に当たり支援・指導を行うよう依頼した。</p> <p>平成27年9月3日付文書により、学校徴収金の未納者に対する督促の時期、記録及び方法等を規定し、学校徴収金の未納者への督促に係る取扱いについて都立学校長宛に通知するとともに、平成27年9月3日及び11日に開催した校長連絡会及び副校長連絡会において、学校徴収金の未納督促に関して、通知に基づき適切に処理するよう重ねて周知を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
125	教育庁	学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの	<p>各学校は、個人別管理簿等により学校徴収金の未納者に対する督促経過、滞納理由、滞納整理の状況を記録している。</p> <p>しかしながら、八王子東特別支援学校では、学校徴収金の未納者に対し、1名を除き文書催告のみしか行っておらず、納付すべき月から3か月以上未納が続いた場合にしか個人別管理簿を作成していなかった。</p> <p>また、都立学校教育部では「手引」にて、督促経過記録の様式は授業料と同様の個人別管理簿によることとしており、記載項目や記載内容については定めているものの、個人別管理簿の作成意義や作成時期については具体的に定めていなかった。</p> <p>本来、個人別管理簿は、未納者との交渉内容や支払の約束等を記録しておくことで適時適切な催促が可能となるために作成するものであるから、電話や来校時による面談等、未納者と直接折衝を行った時点から作成しておくべきものである。</p>	<p>八王子東特別支援学校は学校徴収金の未納者全員に対し、文書催告以外にも電話連絡及び来校時の面談による直接交渉による督促を行い、未納の早期解消に努めるとともに、個人別管理簿については、未納者に対する督促を行う時点で作成し、督促の経過等を随時記録することを校内で徹底した。</p> <p>また、都立学校教育部は平成27年8月25日に開催した学校経営支援センター連絡協議会において、各学校経営支援センター向けに、都立学校における督促事務の処理に当たり支援・指導を行うよう依頼した。</p> <p>平成27年9月3日付文書により、学校徴収金の未納者に対する督促の時期、記録及び方法等を規定し、学校徴収金の未納者への督促に係る取扱いについて都立学校長宛に通知するとともに、平成27年9月3日及び11日に開催した校長連絡会及び副校長連絡会において、学校徴収金の未納督促に関して、通知に基づき適切に処理するよう重ねて周知を行った。</p>
126	教育庁	学校徴収金(積立金)の個人別管理を適切に行うべきもの	<p>学校では、授業料のほかに、個人負担とする経費として、生徒個人の所有となる教材の購入等に充てる積立金や給食費、生徒会費などの学校徴収金を生徒から徴収している。</p> <p>都立学校教育部が定めた「学校徴収金等事務手引(平成23年3月版)」によると、学校は、個人別管理表を用いて各生徒の積立金の収支管理を行い、積立金の残高が不足する生徒がいる場合は、当該生徒の積立金の執行を停止することとされている。</p> <p>しかしながら、学校における積立金の個人別管理の状況を見たところ、五日市高等学校及び翔陽高等学校において、積立金が未納であるにもかかわらず、教材費等の支出を行っている事例が認められた。</p>	<p>五日市高等学校においては平成27年6月24日に、翔陽高等学校においては平成27年7月8日に、職員会議を開催し、教職員に対し、未納の解消に向け学校全体で連携して督促を行うとともに、残金不足の場合は教材費等積立金の執行を停止することを周知した。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
127	オリンピック・パラリンピック準備局	利用者にわかりやすい個人情報保護制度の運用について	<p>若洲海浜公園ヨット訓練所の指定管理者の作成するホームページでは、ヨット教室への参加申込画面において、指定管理者のグループ会社全体のセキュリティーポリシーが表示される。ここを表示させると、「当サイトでは、当サイトを通じてご提供いただいた皆様の個人情報（お名前・お電話番号・E-Mailアドレスなど）を適正に管理いたします。また、皆様から頂いた個人情報は、①ご本人の同意がある場合、②法令等に定めがある場合、③その他特別な理由のある場合を除き第三者に開示することはありません。当サイトまたは個人情報保護に関するお問い合わせはこちらまでお願いいたします。」と示される。</p> <p>しかしながら、セキュリティーポリシーの③は、概括的で十分に説明されておらず、適切でない。</p> <p>さらに、このセキュリティーポリシーは、当該個人情報が都の保有個人情報となり、都の開示請求等の手続が該当することを説明していない。</p> <p>したがって、都への開示請求の手続等についての案内がなく、利用者にとってわかりにくく適切でない。</p> <p>本件施設は公の施設であることから、利用者にわかりやすく個人情報保護制度を運用するよう、部が、指定管理者を適切に指導することが望まれる。</p>	<p>現状のホームページでの案内に、個人情報の使用目的や開示請求（東京都宛て）の手続を追記し、より分かりやすい表現に変更することを指定管理者に指導した。</p>
128	オリンピック・パラリンピック準備局	広報活動を適切に行うことについて	<p>スポーツ推進部に対して、若洲海浜公園ヨット訓練所での、指定管理者による広報活動の提案内容を確認したところ、平成24年度の指定管理者選定の際に提案された事業計画書概要には、施設の魅力ある情報を様々な広報媒体を組み合わせる積極的に発信したり、広報東京都、スポーツ施設窓口、公共交通機関、指定管理者所属グループのホームページ等での広報を行うと記載されている。</p> <p>しかしながら、広報の状況を確認したところ、提案された項目の一部を実施しておらず、広報が積極的に実施されているとは言えない状況が認められた。</p> <p>部は、指定管理者に対し、広報活動を適切に行うよう指導することが望まれる。</p>	<p>ツイッターの定期更新を始める、施設のパンフレットを部が所有するスポーツ施設に設置する、広報担当を置き広報の強化に努めるなど改善を行った。</p> <p>今後は、各種媒体による広報活動を継続するとともに、更なる情報発信に努めることを指定管理者に指導した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
129	オリンピック・パラリンピック準備局	利用者アンケート、利用者懇談会について	<p>若洲海浜公園ヨット訓練所の指定管理者は、5項目の質問からなる利用者アンケートを、ヨット訓練所を初めて利用する人だけを対象に実施しており、平成26年度の利用者アンケートの配布数は61件、回収率は100%となっている。</p> <p>部によれば、アンケート数が少ないことについて、常連の利用者については、年1回の利用者懇談会において各利用団体の代表者から意見を聴取し、日常的に意見を聴取しているため、アンケートを行っていないとしている。</p> <p>また、性別・年代について把握していないが、これについては性別・年代にかかわらず広く意見等を検討したいためとしている。</p> <p>しかしながら、若洲海浜公園ヨット訓練所は、スポーツ等の普及振興を図るために設置されているのであるから、性別・年代別に施設の設備や運営面で普及の妨げになっている事項はないか確認することも必要である。</p> <p>部は、質問項目を工夫するなどしてアンケートを行うこと、また、年代や性別等により評価を把握すること等を検討するよう指定管理者を指導することが望まれる。</p>	<p>質問項目を工夫し、年代や性別に応じた評価・ニーズを把握するとともに、対象を初心者だけではなく常連の方にも広げ、幅広く利用者の意見を取り入れるようにすることを指定管理者に指導した。</p>